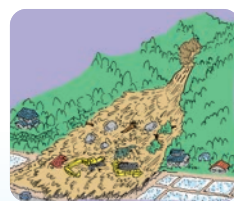
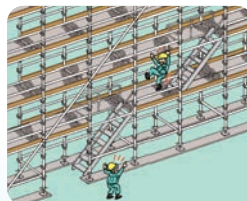
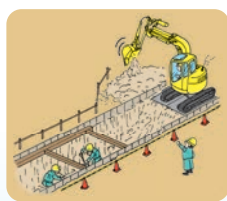
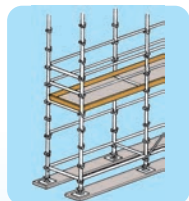
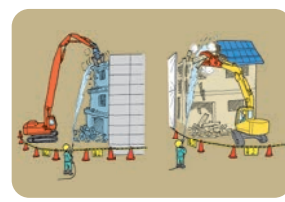
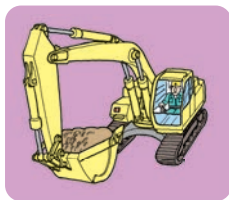


作業員の皆様のための あなたを守る安全衛生ポイント

～ワンポイント安全衛生教育用教材～



目 次

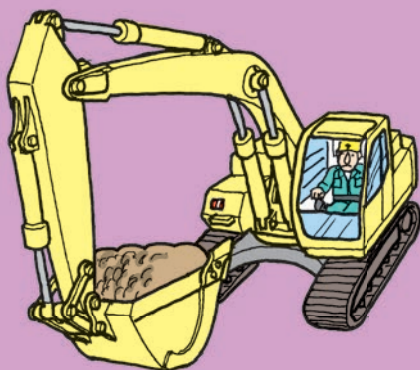
1	ドラグ・ショベル（バックホウ）	2
2	墜落・転落災害	5
3-1	木造家屋建築工事（安全対策）	8
3-2	木造家屋建築工事（災害事例）	11
4	熱中症対策	13
5	蜂対策	16
6	転倒災害	19
7	交通労働災害	22
8	土砂崩壊災害	25
9	不安全な行動	28
10	日々の健康	31
11	荷役作業災害	34
12	土石流対策	36
13	くさび緊結式足場	39
14	腰痛予防対策	42
15	道路工事災害	45
16	墜落制止用器具（フルハーネス型安全帯）	48
17	建築物の解体工事	50
18	がれき処理作業	53

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

ドラグ・ショベル（バックホウ）

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

ドラグ・ショベルの災害事例



カウンターウェイトに挟まれた



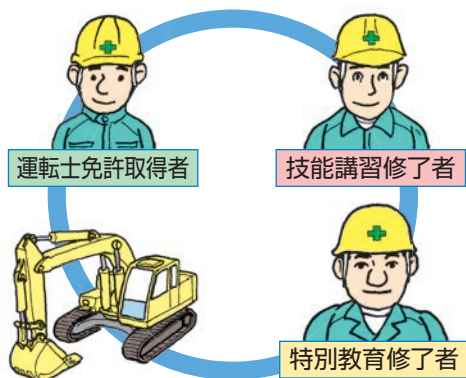
路肩付近で転倒した



バックしてきたドラグ・ショベルにより土砂が崩れて、土砂に埋まった

1

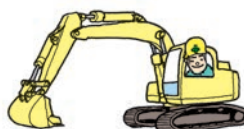
1. 有資格者による作業



- ① クレーン機能付きドラグ・ショベルを車両系建設機械として使用するとき、又はクレーンとして使用するとき、それぞれの資格を有する者が行う。
- ② 作業指揮者、監視人、誘導者等は、事業者から指名された者が行う。

2

車両系建設機械の用途での運転

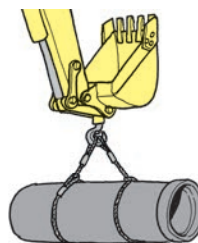


- 機体重量3t以上「車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用）修了者」



- 機体重量3t未満「小型車両系建設機械運転特別教育（整地・運搬・積込み用及び掘削用）修了者」

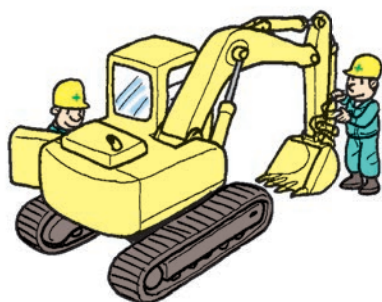
クレーンの用途での運転



- つり上げ荷重5t以上のクレーンの運転は「移動式クレーン運転士免許」
- つり上げ荷重1t以上5t未満のクレーンの運転は「小型移動式クレーン運転技能講習修了者」
- つり上げ荷重1t未満のクレーンの運転は「移動式クレーン特別教育修了者」

3

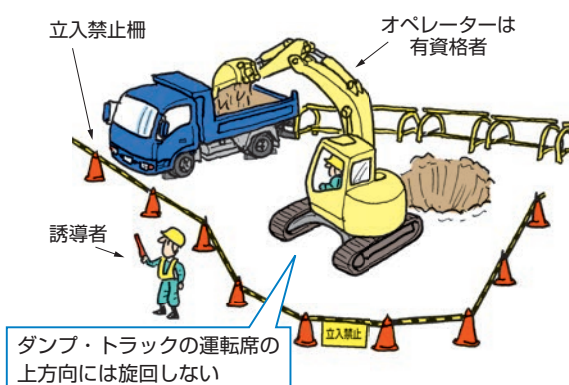
2. 作業開始前点検



- ① 機体の安全装置が、有効に機能するか。
- ② ブレーキ、クラッチに異常がないか。
- ③ バックミラー等、損傷、欠落がないか。
- ④ オイル漏れ、ボルト・ナットの緩み等の異常がないか。
- ⑤ 運転席に不要なものを置いていないか。

4

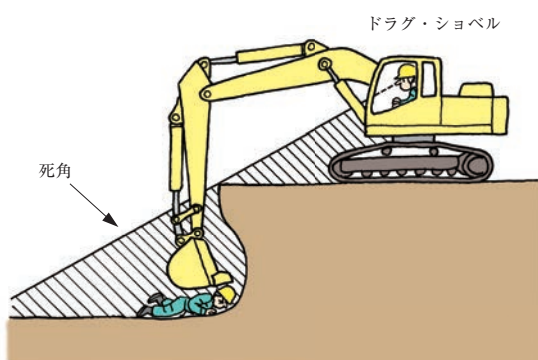
3. 作業範囲内の立入禁止



- ① 関係者以外の立入禁止措置
 - イ. 作業前に立入禁止の周知徹底。
 - ロ. 安全作業通路の設置。
- ② 第三者への立入禁止措置
 - イ. う回路の設置。
 - ロ. 交通誘導員の配置、歩行者・自転車の安全の確保。
 - ハ. 作業危険範囲に立入禁止柵等の措置。

5

4. ドラグ・ショベルの死角

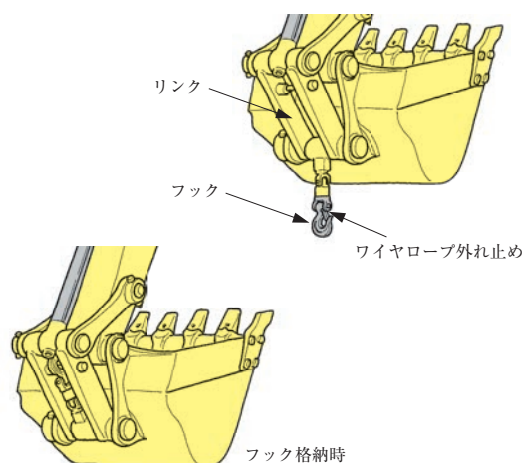


※機種によって死角の範囲は変化する。

- ① ドラグ・ショベルには、運転席のオペレーターからは見えない“死角”がある。
- ② 死角に無断で立入ることは、大変危険!!
- ③ 近年はセンサーが人や車両を検知して、事故・災害を防ぐ装置もある。

6

5. クレーン機能を使用しての作業



- ① ドラグ・ショベルでの荷のつり上げは、行わない。
荷のつり上げ作業は、必ず「クレーンモード」で行う。
- ② クレーンの運転、玉掛作業は、有資格者が行い、必ず資格者証を携帯する。

7

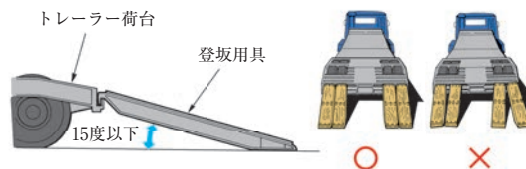
6. 転倒、転落の防止等



- ① 軟弱な地盤、特に降雨後は、地盤の状況を確認。
- ② 路肩が崩壊し転落する危険のある箇所、接触の恐れのある箇所では、誘導員の配置。
- ③ 転倒時保護構造を有するドラグ・ショベルの使用。
- ④ シートベルトの使用。

8

7. 移送時の留意点



- ① 機体の積みおろし作業では作業指揮者を定め、その指揮のもとでの作業。
- ② 作業区域内は、立入禁止の措置。
- ③ 機体の移送用車両は、ブレーキをかけ、タイヤの歯止め。
- ④ 積み込み終了後は、ドラグ・ショベルの歯止め、固定等の状態の確認。

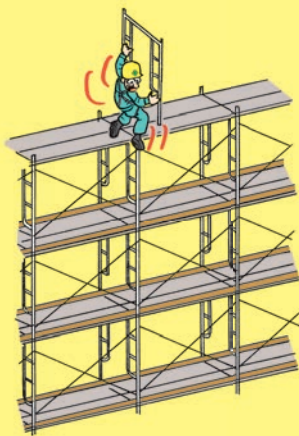
9

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

墜落・転落災害

あなたを守る

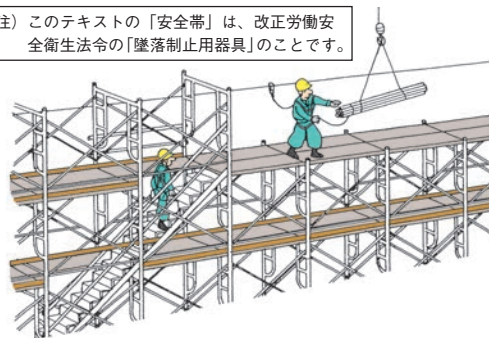
～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. 足場の組立て・解体等の作業、高さ2m以上の場所の作業

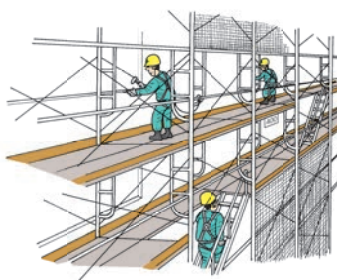
(注) このテキストの「安全带」は、改正労働安全衛生法令の「墜落制止用器具」のことです。



- ① 作業手順書の作成、これに基づく作業。
- ② 親網の設置。
- ③ 安全带（フルハーネス型安全带）を必ず使用。
- ④ 高さ5m以上の足場の組立て、解体、変更の作業は、作業主任者が直接指揮。
- ⑤ 足場の組立て等の作業者は、特別教育修了者。
- ⑥ 昇降階段の使用。
- ⑦ 足場の組立て等の作業で、手すり先行工法の導入に努める。

【注意】 安全带は【墜落制止用器具の規格】適合品を使いましょう。

2. 足場上での作業

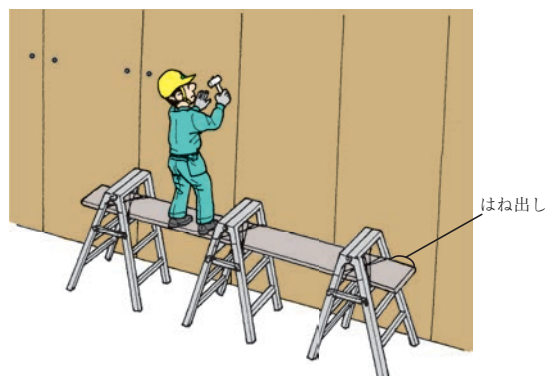


【実施事項】

- ① 足場上は資材等を放置しない。
- ② 作業の必要上交さ筋かい、さん等を外したときは、安全带を使用し、作業終了後に直ちに復旧。
- ③ 許可された以外は、交さ筋かい等の取り外しを禁止。
- ④ 作業開始前に、手すり、さん、幅木等の取り外し、脱落の有無について点検。異常がある場合は直ちに補修。
- ⑤ 足場と躯体のすき間は、墜落の危険がある場合は防網（安全ネット）等で養生。
- ⑥ 足場上で作業を行う時は、作業開始前に足場各部の状態を点検。異常がある場合には、直ちに補修。
- ⑦ 昇降設備を設置、必ず使用。
- ⑧ 最大積載荷重を表示、遵守する。

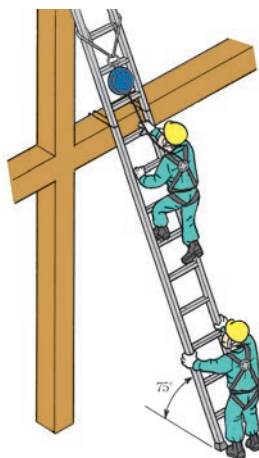
3. 脚立足場での作業

- ① 天板上での作業禁止。
- ② 足場板は三点支持で、ゴムバンドで固定（はね出しは10cm以上、20cm以下）。
- ③ 開き止めを確実にロックする。



- ④ 水平で安定した場所に設置。
- ⑤ 可搬式作業台を使用。
- ⑥ 足場の組立等の作業者は、特別教育修了者。

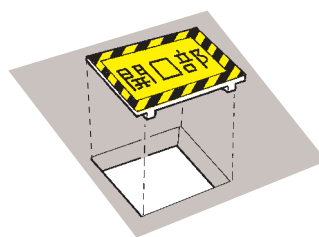
4. はしごの作業



- ① はしごの上端を床から60cm以上突出。
- ② はしごの上部を固定（転位防止）。
- ③ すべり止めをする。
- ④ 墜落防止のため安全ブロック等が設置された場合は、必ず使う。
- ⑤ 物を持つての昇降禁止。
- ⑥ はしご上での作業禁止。

4

5. 開口部での作業

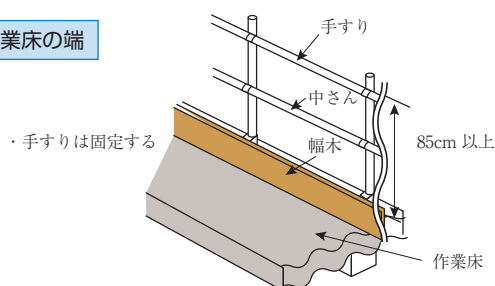


- ① 周辺の整理整頓。
- ② 開口部の周りの照明は明るく。
- ③ 手すりを外した時は、作業終了後直ちに復旧。
- ④ 開口部周りの可搬式作業台、脚立は、使用禁止。
- ⑤ 高さ85cm以上の手すり、中さん等の設置。
- ⑥ 開口部にふたを設ける場合は、さん木等で滑り止めを付け、「ふた」に開口部注意の表示。

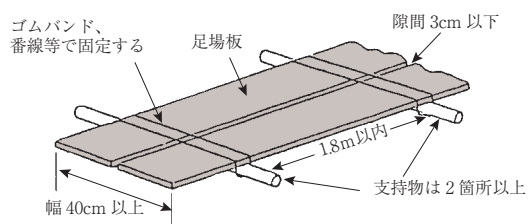
5

6. 作業床等

作業床の端

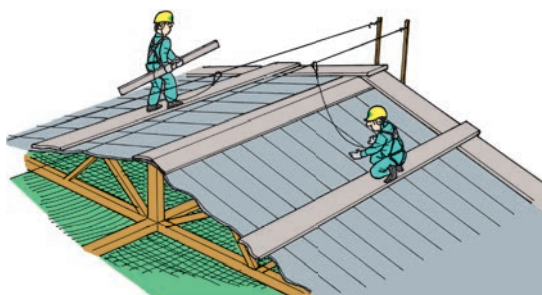


仮設通路



6

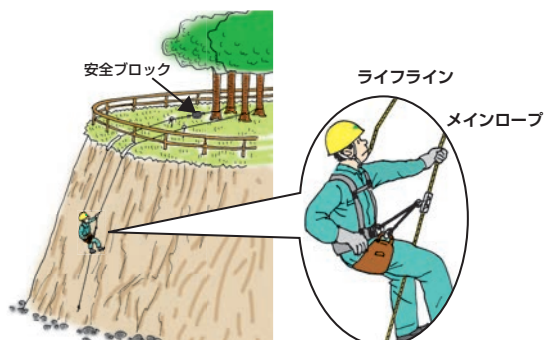
7. スレート屋根上での作業



- ① 安全帯の使用。
- ② 歩み板（幅30cm以上）の設置。
- ③ 屋根に材料を置く場合は、足場板等を敷きつめ、材料置場を設置。
- ④ 屋根への昇降設備の設置。
- ⑤ 安全ネットを張る。
- ⑥ 親網の設置。
- ⑦ 決められた通路を使用。

7

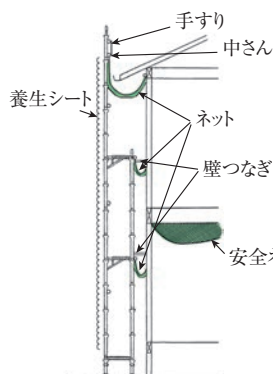
8. 法面作業（ロープ高所作業）



- ① 作業者を支えるメインロープと安全帯を取り付けるライフラインを設ける。
- ② メインロープ、ライフラインへの支持点は、各最低2点。
- ③ メインロープ、ライフラインのこすれをゴムホース等で保護。
- ④ 作業前にメインロープ、ライフライン、安全帯の点検。
- ⑤ 上下作業の禁止。
- ⑥ ライフラインの端末には玉を結ぶ。
- ⑦ 一本のライフラインを2人で使用しない。
- ⑧ 安全帯を使用。

8

9. 低層住宅建て方等の作業



- ① 足場の組立て建方等の作業は、作業主任者が直接指揮。
- ② 足場の組立て等の作業者は特別教育の修了者。
- ③ 軒先と建地の間隔は、安全ネット等で養生。
- ④ 床材と建地のすき間は12cm未満。
- ⑤ 作業床の幅は、40cm以上。ただし、ブラケット側足場で、40cm以上の作業床を設けることが困難な場合には、24cm以上とすることができる。
- ⑥ 足場には、階段を設置。
- ⑦ 建物内部での墜落防止には、梁下に安全ネットを設けるか、仮床または本床を先行。
- ⑧ 壁つなぎの設置。
- ⑨ 手すりは85cm以上。
- ⑩ 外部足場は、軒先からの転落防止のため、建地の軒先上に手すり、中さんを設置。
- ⑪ 足場先行工法で、作業に適した作業床を確保。

9

10. フルハーネス型安全帯

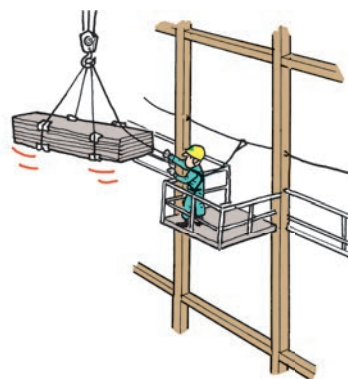


○従来の胴ベルト型安全帯に比べて全身で衝撃を分散するより安全性の高いフルハーネス型安全帯を使用する。

【注意】安全帯は【墜落制止器具の規格】適合品を使いましょう。

10

11. 安全帯の正しい使い方



- ① 墜落時の衝撃の少ないフルハーネス型安全帯を使用。（一般的な建設作業の場合、ガイドラインで高さ5mを超える箇所では「フルハーネス型」の使用を推奨）
- ② 定期的、または作業前に安全帯に異常がないか点検。
- ③ 定期的、または作業前に安全帯の取付け設備の点検。
- ④ 安全帯の取付け設備、機器の利用。
- ⑤ 安全帯は、分解、改造しない。
- ⑥ フックは、正しく取付ける。

11

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

木造家屋建築工事 (安全対策)

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. ヘルメットと安全帯



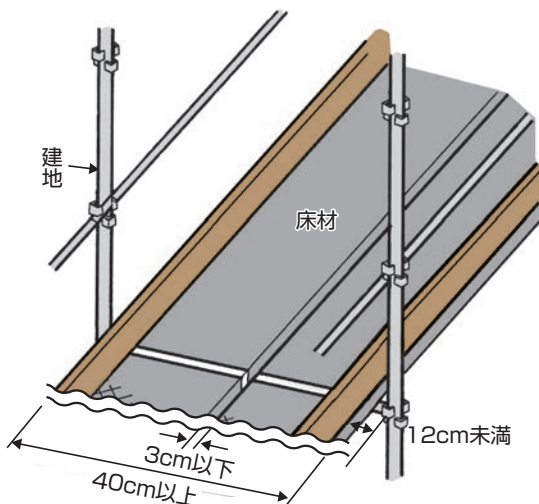
(注) このテキストの「安全帯」は、改正労働安全衛生法令の「墜落制止用器具」のことです。

- ① 現場内ではヘルメット（保護帽）をかぶる。
- ② 安全帯は、フルハーネス型安全帯を着用する。
(一般的な建設作業の場合、ガイドラインで高さ5mを超える箇所では「フルハーネス型」の使用を推奨)

【注意】安全帯は【墜落制止用器具の規格】適合品を使いましょう。

1

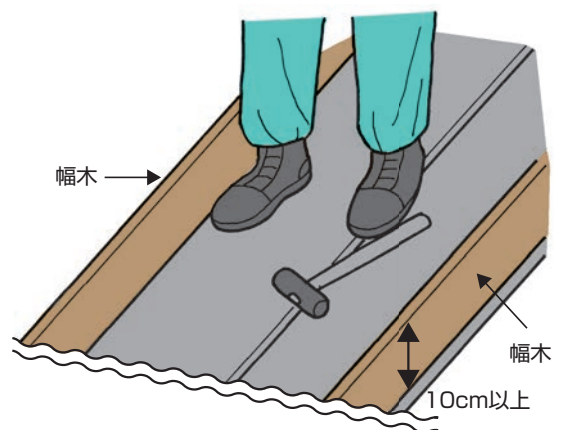
2. 足場の床材と建地とのすき間等



- ① 足場の床材と建地とのすき間は12cm未満とする。
- ② 作業床（一側足場を除く。）の幅は、40cm以上とする。
- ③ 床材間のすき間は、3cm以下とする。

2

3. 足場の幅木

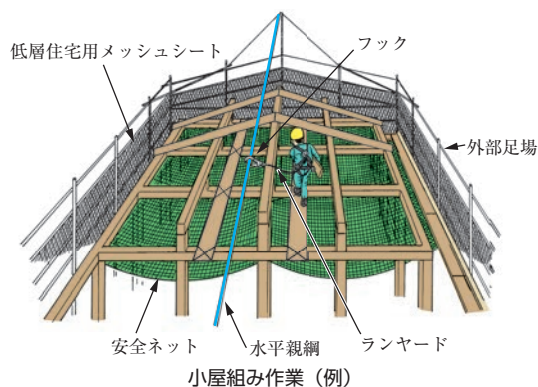


工具等の落下防止措置等として、高さ10cm以上の幅木、メッシュシート、防網等を設ける。
墜落防止用の幅木では、高さ15cm以上がよい。

3

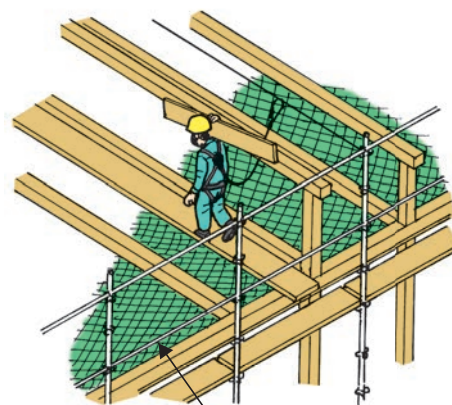
4. 小屋組み作業での墜落防止対策

- ① 屋根、外壁などの作業は、足場の作業床の上で作業する（足場先行工法）。
- ② 2階床面の上で作業する際、壁や床張りができておらず開口部がある場合は、仮床・手すり等を設置し、その上で作業する。
- ③ 安全ネットは、勝手に外さない。
- ④ 作業床の設置が困難な場合は、安全帯を使う。
（一般的な建設作業の場合、ガイドラインで高さ5mを超える箇所では「フルハーネス型」の使用を推奨）



4

5. 安全ネット（防網）



安全ネット（防網）

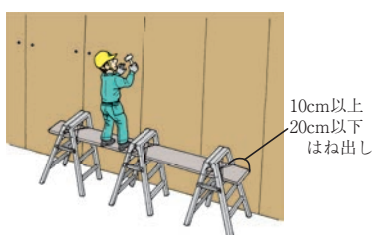
- ① 安全ネット（防網）は、ネット周辺のすき間が少なくなるように支持間隔を定め、取り付け部に確実に緊結する。
- ② 安全ネット（防網）は、墜落した人の衝撃により下方に大きいたわむため、下部空間に十分余裕があるように取付ける。

5

6. 脚立足場、はしご

脚立足場

- ① 天板上での作業禁止。
- ② 足場板は三点支持でゴムバンドで固定。
- ③ 開き止めを確実にロックする。
- ④ 水平で安定した場所に設置。



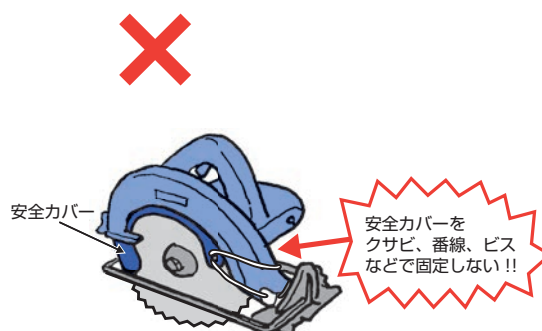
はしご

- ① はしごは固定する。
- ② はしごの上端を床から60cm以上突出させる。
- ③ すべり止めを取り付けたはしごを使用する。
- ④ 墜落防止のため安全ブロック等が設置された場合は、必ず使う。
- ⑤ 物を持って昇降しない。
- ⑥ はしご上での作業はしない。



6

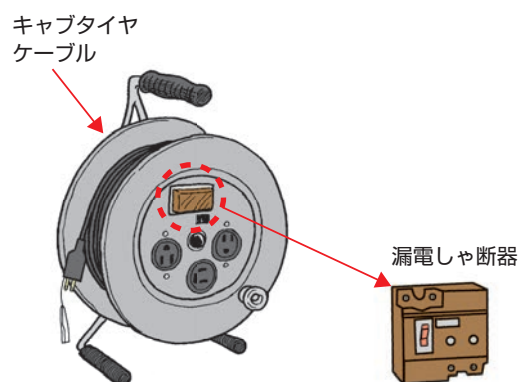
7. 携帯用丸のこ盤の歯の接触防止



- ① 作業開始前には、携帯用丸のこ盤の安全カバー（歯の接触予防装置）等を点検する。
- ② 携帯用丸のこ盤の作業では、特別教育に準じた安全教育を修了した者が扱う。
- ③ 部材を手で持って切断しない。

7

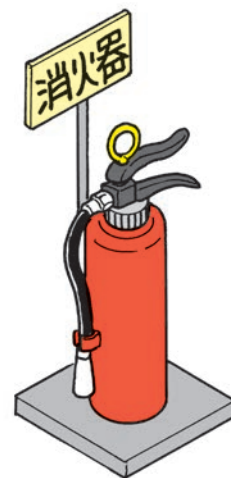
8. 電工ドラム



- ① 漏電しゃ断器を内蔵した電工ドラムを使用する。
- ② 作業開始前にケーブル等の点検を行う。
- ③ 屋外では屋外型の電工ドラムを使用する。
- ④ キャブタイヤケーブルを巻いたまま使用しない。

8

9. 消火器の設置



- ① 火気使用場所に消火器を設置する。
- ② 消火器は、各階に設置する。
- ③ 使用期限を確認する。

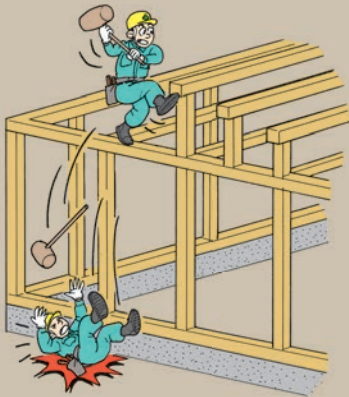
9

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

木造家屋建築工事 (災害事例)

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. 足場からの墜落災害事例



【発生状況】

外壁の塗装作業が終了し、ブラケット足場の作業床上の被災者は、2階窓周りの養生シートを外そうとしたとき、シートを引き剥がした反動でバランスを崩し、手すりをすり抜けて約4m下の地面に墜落。

(注) このテキストの「安全帯」は、改正労働安全衛生法令の「墜落制止用器具」のことです。

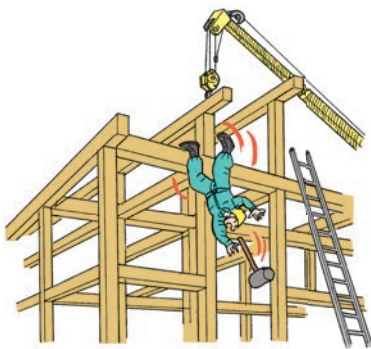
【再発防止対策】

1. ブラケット足場に手すり、中さんの取付け。
2. 安全帯の使用。

【注意】安全帯は【墜落制止用器具の規格】適合品を使いましょう。

1

2. 梁からの墜落災害事例



【発生状況】

木造2階建て住宅新築工事において、被災者は、2階屋根の梁上に足場板（幅24cm 長さ3.6m）1枚をかけ渡し、その上に乗り

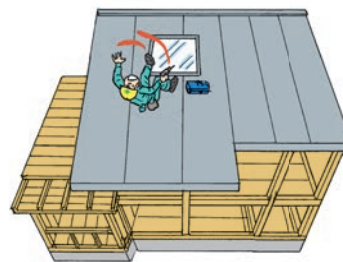
屋根の桁に梁を取付けようとしてバランスを崩し墜落。

【再発防止対策】

1. 足場板からの墜落を防止する安全ネットの設置。
2. 安全帯取付け設備を設け、安全帯の使用。
3. 作業床として十分な足場板の確保。
4. 足場先行工法により安全な足場の確保。
5. 木造建築物の組立て等作業主任者の選任。

2

3. 屋根からの墜落災害事例



【発生状況】

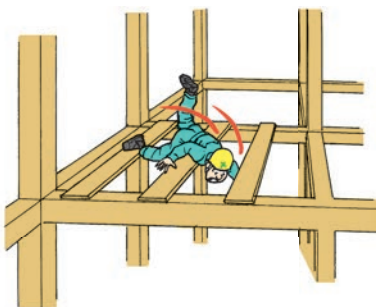
木造2階建て住宅工事において、被災者は、2階屋根上で天窓の取付け作業を行っていたが、バランスを崩して墜落。

【再発防止対策】

1. 2階屋根の軒先付近に手すりや作業のための足場の設置。
2. 高所の作業では、安全帯取付け設備を設け、安全帯の使用。

3

4. 開口部からの墜落災害事例



【発生状況】

木造2階建て住宅工事において、被災者は、梁に3枚の足場板（長さ4.0m 幅25cm 厚さ4cm）上で、2階床部分の床材を設置するための墨出し作業中、

バランスを崩して墜落。

【再発防止対策】

1. 作業床の足場板を、安全な状態で作業できるように敷き並べて固定。
2. 作業範囲内に安全ネットを設置して墜落防止。
3. 安全帯の取付け設備を設け、安全帯の使用。
4. 木造建築物の組立て等作業主任者の選任。

4

5. はしごからの墜落災害事例



【発生状況】

木造家屋の補修工事において、被災者は、屋根に立てかけた移動はしごに乗り、屋根端部の瓦補修を行っていたところ、バランスを崩して2.2m下の地面に墜落。

現場は、足場や作業床や安全帯を使用できる設備もなく、はしごだけで作業を行っていた。

【再発防止対策】

1. 建物周りに作業用の足場の設置。
2. 安全帯を取付ける設備の設置。
3. はしごは昇降のみに使用する。

5

6. 携帯用丸のこ盤の災害事例



【発生状況】

被災者は、測量用の杭を作るため、角材（5cm角、長さ50cm）を手にとって携帯用丸のこ盤で切断作業をしていたところ、丸のこの歯が反ばつて右大腿部に当たった。使用していた携帯用丸のこ盤は、安全カバー

の金具が変形して正常に動作しない状況で、歯がむき出しのままであった。

【再発防止対策】

1. 作業開始前には、安全カバー等の点検を実施、不良があれば修理、交換する。
2. 使用する際は、材料を固定し、携帯用丸のこ盤をしっかり保持し、安定した状態で使用。
3. 作業者には、特別教育に準じた安全教育を行う。

6

7. 自動釘打ち機の災害事例



【発生状況】

外部足場上で、外部パネル固定作業後、足場上を移動中、自動釘打ち機の釘発射口が、かかとにあたり暴発（トリガーに手をかけた状態）。かかとに釘を打ち込む。

【再発防止対策】

「外すのは面倒」と、トリガーをかけたままの近道・省略行動が原因。作業場所を移動する際は、トリガーから指を離し、トリガーのロックを厳守する。

7

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

熱中症対策

あなたを守る

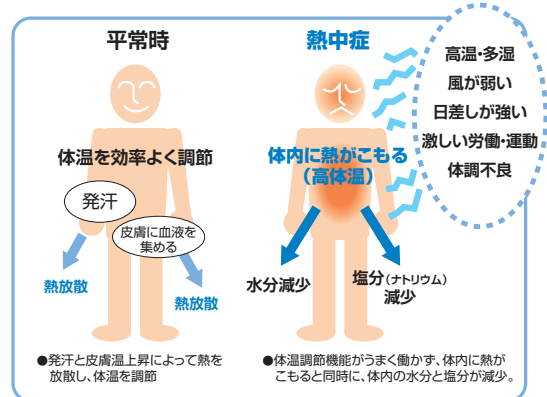
～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. 熱中症は、どんな時に発症するか

□高温、多湿のもとでの作業で、体内の水分と塩分（ナトリウム）が過度に失われ、体温調節機能が働かなくなって起きるさまざまな障害の総称。



インフォメーション

熱中症への警戒を呼びかける【熱中症警戒アラート】が、気象庁と環境省が共同で、令和3年度から全国で運用されています。詳しくは、気象庁・環境省ホームページなどを参照ください。



2. 熱中症の症状

①熱中症の症状は、体内部の熱を放出しようとして体の表面に血流が集中し、脳への血流が減少することで、めまい・ふらつき・失神が起こる。

分類	症 状
I 度 (軽症)	大量の汗、めまい、立ちくらみ、こむら返りなど ※従来の定義では、熱けいれん
II 度 (中等症)	強い疲労感、倦怠感、虚脱感、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢、体温の上昇 など ※従来の定義では、熱疲労
III 度 (重症)	脳神経症状（意識の消失、けいれん、まっすぐ歩けないなど手足の運動障害）+高体温 ※従来の定義では、熱射病

- ② 発汗による脱水の症状がひどくなると疲労感や倦怠感を感じ、水分とともに塩分が失われ、血液中の塩分濃度が低くなりすぎて、筋肉が硬直（けいれん）する場合もある。
- ③ このような状態が悪化すると体温調節機能が働かなくなり、体温が高く、意識障害や全身けいれんを引き起こして死に至る場合もある。

3. 熱中症の予防（その1）



- ① 作業服は、通気性、透湿性の良い素材のものを使用し、日除け、防暑タレ等の熱中症対策グッズを活用する。
- ② 気分が悪い、体がだるいなどの体調の変化があった場合は、速やかに職長や仲間の作業者に連絡する。

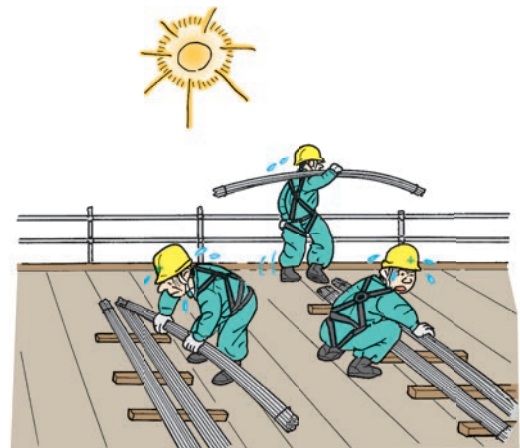
4. 熱中症の予防（その2）



- ① 屋外では、なるべく風通しのよい簡易屋根の下などで作業を行ない、作業中はこまめに散水をする。
- ② のどが渴いたと思ったら、すでに脱水症状が始まっている。スポーツドリンク等を用意して、水分、塩分をこまめに補給する。
- ③ 日陰や冷房の効いた部屋等涼しい場所で休憩する。休憩時間は、十分に確保する。

4

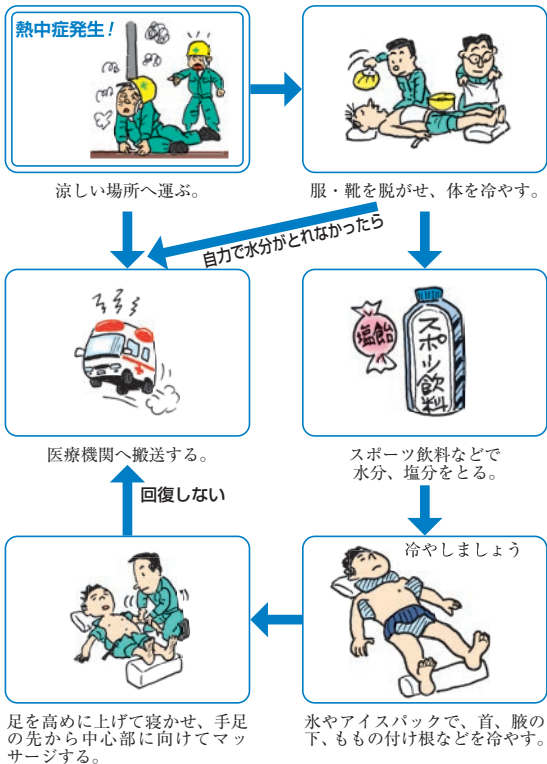
5. 熱中症になったら



熱中症は、たいしたことがないと思われても、症状が急変して重症化することがある。致命率も高いことから、素人判断はせずに、速やかに救急車を呼び病院に搬送することを、普段から全作業者に周知しておく。

5

【熱中症の発生と救急措置】

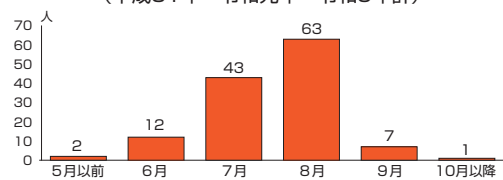


6

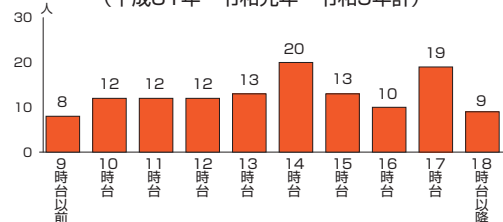
6. 熱中症の発生状況

- ① 熱中症は、夏の7、8月に多く発生している。
- ② 梅雨の6月、夏の終わりの9月でも発生していることから注意が必要である。
- ③ 熱中症が発生するのは、日中だけとは限らない。
- ④ 急激な気温上昇が起きた場合は4月・5月でも発生しているので注意が必要である。

熱中症による死亡者数の月別の状況
(平成31年・令和元年～令和5年計)



熱中症による死亡者数の時間帯別の状況
(平成31年・令和元年～令和5年計)



(資料：厚生労働省)

7

7. WBGTの値の活用



WBGT測定器（ハンディタイプの例）

WBGT値とは、いわゆる「暑さ指数」である。温度、湿度、輻射熱を取り入れた指標で、気温と同じ“℃”で表示される。

WBGT値のリスクの区分（例）

注 意	警 戒	嚴重警戒	危 険
25℃未満	25℃～28℃	29℃～31℃	31℃以上

8. 熱中症の災害事例



○発生日時 7月 12時頃

○被災者の性別 男

○被災者の年齢 40歳代

○発生状況 家屋の解体現場で、解体した木材を積み込む作業を行っていたが、気分が悪いと現場を離れた。その後現場付近の路上で倒れているところを発見され、病院に搬送されたが、死亡した。

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

蜂対策

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. 危険な蜂の種類と危険性が高まる時期

① 日本に生息する蜂で、人を攻撃したり、刺す蜂は、「スズメバチ」、「アシナガバチ」、「ミツバチ」の三種類。

② 蜂の危険性が高まる時期は、蜂の種類で異なる。

★一番危険な蜂は「オオスズメバチ」

巣に数m近づくだけで威嚇^{いかく}をはじめ、現場にとどまれば攻撃を開始。

☆「キイロスズメバチ」

大型の巣を作り、攻撃性も高く危険。

スズメバチは、7月から11月までと長い期間活動。

☆「アシナガバチ」

アシナガバチの活動期間は、7月から10月と長い、7月から8月にかけてが、最も危険。

〔参考〕



オオスズメバチ



キイロスズメバチ



アシナガバチ

2. 蜂の特性



① 蜂は、手を振ったり、体を左右にひねる動作に、敏感に反応。

② 巣の近くでは、手足の屈伸や急激な動作は避ける。

3. 色への反応



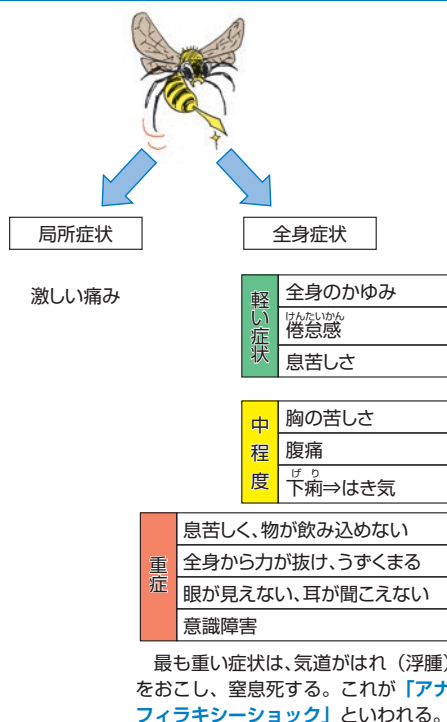
① 蜂は「黒色」に対して最も激しく反応。

② 「白色」、「銀色」に対する反応は弱い。

③ 「黄色」にはほとんど攻撃性が認められない。

④ 一度巣の近くで蜂を怒らせると無差別に攻撃する。

4. 蜂刺されの症状



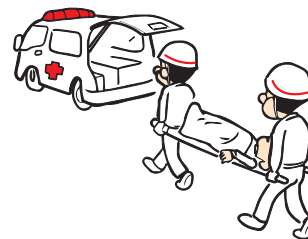
4

5. 蜂刺されの処置

【処置方法】

蜂に刺された時は、

- ① 刺されたらポイズンリムーバーなどを利用して直ち（2分以内）に毒を吸い出す。
- ② 症状が重い場合には医療機関に搬送して治療を受ける必要があります。



※なお、一般的にいわれている**アンモニア**は、**蜂刺されには効果がない**ので注意する。

※中程度以上のショック症状の緊急対応では、アナフィラキシーの既往がある方などは、医師に相談の上、あらかじめ医師が処方した「自己注射器（商品名：エピペン注射液）」を携帯するの一つの方法です。

5

6. 蜂に刺されないために

【巣の所在を知っている場合】



- ① 巣を見つけたら、早めに叩き落とすか、殺虫剤を噴霧して取り除く。

6

- ② 巣に気付いたら、そばに近づかない。蜂が頻繁に出入りしている場合は、巣のある可能性が高いため、黄色のテープ等で危険区域を表示し、立ち入らないようにする。
- ③ 蜂は、刺激や震動に敏感に反応する。近くで作業する場合は、顔面を保護するための「防蜂網（防護網）」を着用する。



7

【巣の所在が分からない場合】



8

【注意事項】

- ① 作業中の服装は、白色系の着衣、または、黄色等の明るい服装をする。
- ② 黒色の着衣は身につけない。
- ③ 蜂は、頭部や顔面をねらって攻撃してくる。
- ④ 暑い時期に難点はあるが、防蜂網（防護網）を着用する。

防蜂網の例



9

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

転倒災害

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. 転倒災害の発生タイプ

転倒災害の主な発生タイプとしては、次の3つがある。

つまずき

段差や床等の凹凸、あるいは、放置された工具、部材等につまずき転倒災害となる。



すべり

通路、床等が雨、雪で滑りやすい状態、あるいは、これらが凍結した状態ですべり転倒災害となる。



踏み外し

階段や自動車への乗車昇降時等に踏み外し転倒災害となる。



1

2. 段差による転倒災害事例



現場事務所に行こうと歩いていたところ、敷鉄板の段差につまずき転倒し、足部と手首を負傷した。

- ① 敷鉄板の置き方が悪く、段差があった。
- ② “段差あり”等の標示がされていなかった。
- ③ 足元をよく見ていなかった。

2

3. 凍結した路面での転倒災害事例



作業後の片付けを行うため、作業場所を徒歩で移動中、積雪が凍結した路面ですべて転倒し、手首を骨折した。

- ① 作業場所の除雪がされていなかった。
- ② 足元の状態を確認していなかった。

3

4. 階段の踏み外しによる転倒災害事例



現場の作業場所から移動する際、階段を上ろうとし
踏み外して転倒し、下肢の肉離れを起こした。

- ① 既設の階段であることから、危険の意識が低かった。
- ② 足元をよく見ていなかった。

4

5. 転倒しにくい靴

① 靴のサイズ

足のサイズに合った靴を選ぶ。

また、靴底が滑りにくい（耐滑性能が高い）靴に
することで、転倒災害のリスクを小さくすることが
できる。



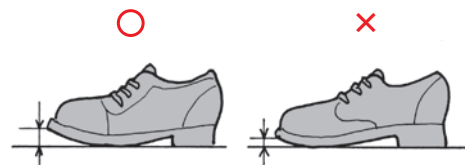
足とかかとのすき間は、
指1本程度が入る靴の
サイズを目安とする。



かかとは踏まない。

② つま先部の高さ

つま先部の高さ（トゥスプリング）が低いと、
ちょっとした段差につまずきやすくなる。



5

6. 作業場所等への対策

- ① 作業通路等の段差や凹凸をなくす。

改善前

改善後



- ② 整理・整頓・清掃を徹底する。



6

- ③ 暗い場所や夜間では、照明を確保する。



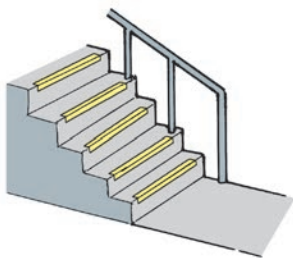
- ④ 雨・雪への対応

雨によるぬかるみや降雪では、排水・マット敷き等
による滑り防止、除雪等により安全通路を確保する。



7

- ⑤ 手すり、すべり止めを設置する。



- ⑥ 危険箇所や現場で定めた安全通路などがわかるように標示を行う。



8

7. 不安全な行動をしない

- ① 足元や前方が見えにくい荷運びは行わない。



- ② 歩行中は、携帯電話、スマートフォンなどを使用しない。



9

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

交通労働災害

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. スリップ

建設現場と事務所間の往復での交通労働災害の死亡者（平成24～26年）のうち、34%がスリップ事故である。スリップ事故は、11月～2月は雪等の凍結、6月～9月は雨の路面の濡れによるものが多い。



【対策】

- ① 急発進、急ハンドル、急ブレーキをしない。
- ② 雨の降り始めの舗装道路は、滑りやすい。
- ③ 雪道では、タイヤチェーンやスタッドレスタイヤを装着する。

1

2. 居眠り運転

居眠り運転による死亡災害は、早朝だけでなく、午後1時台でも発生している。



【対策】

- ① 運転日前日には、十分な睡眠時間を確保する。
- ② 睡眠時無呼吸症候群等の場合は、適切な治療をする。
- ③ 夜勤明けの午前3時、4時、5時は、要注意の時間帯である。
- ④ 朝礼等により睡眠不足が著しい者は、運転業務につかせない。

2

3. 長距離運転

建設現場と事務所間の往復での交通労働災害の死亡者（平成24～26年）のうち、約20%が、60km以上の長距離運転中の事故である。



【対策】

- ① 適正な運転時間を設定した走行計画を作る。
- ② 走行計画では、休憩時間、仮眠時間を確保する。
- ③ 運転業務を行う者については、現場での仕事量に配慮する。

3

4. 道路の建設工事中

建設業の交通労働災害の死亡者（平成24～26年）の15%程度は、道路の建設工事現場で発生している。



- 1 作業者がしゃがんでの作業は、運転者から見えにくいので、危険性が大きい。
- 2 作業準備中、交通規制の準備中、カラーコーン回収中等は、要注意。

【対策】

- ① 通行中の自動車の侵入を防ぐための措置をする。
- ② 誘導者の配置や“作業中”の標識を設置する。
- ③ 目立つ作業服等がよい。

4

5. 現場内でも交通ルールを守



- ① 建設現場内にも交通ルールの標示をする。
- ② 建設現場内の交通ルールを守る。
- ③ 運転者は、作業中の者等に十分注意をする。

5

6. 積み荷の確認



- ① 積み荷が最大積載重量の範囲内であることを確認をする。

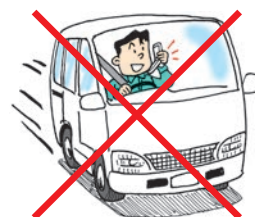


- ② 荷崩れ防止の確認をする。
- ③ 片荷をしない。

6

7. 安全運転

- ① シートベルトを着用する（全席で）。
- ② 運転中、携帯電話は使用禁止（道路交通法第71条第5号の5）。



- ③ 飲酒運転は絶対にしない、させない!!
～アルコールは少量でも脳の機能を麻痺させます～
平成19年の改正道路交通法で、酒酔い運転や酒気帯び運転に対する罰則が強化されています。
⇒【酒酔い運転】は「免許取り消し」
⇒【酒酔い運転】で人身事故を引き起こした場合は「危険運転致死傷罪」
※飲酒運転した本人以外に「車を貸した人」「お酒を飲ませた人」「同乗者」も処罰されます!!

7

8. 危険箇所を知る

「交通危険マップ」を作成し、危険箇所の確認をする。

〈交通危険マップ〉



8

9. 異常気象などへの対応

異常な気象、天災等が発生した場合は、走行の中止、安全な場所での一時待機、徐行運転等を行う。

また、適宜、事業場にその旨の連絡を行う。



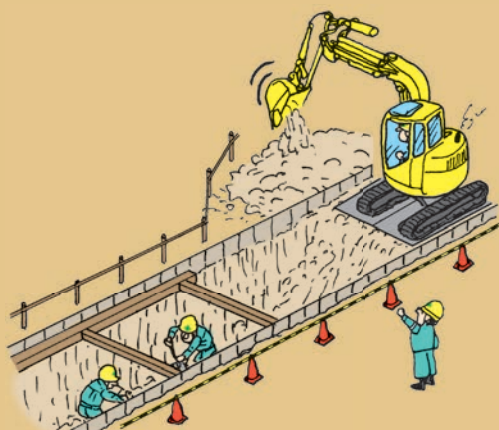
9

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

土砂崩壊災害

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. 地山の事前調査



- ① 地山の掘削作業を行なう場合は、作業箇所及び周辺の地山について、地質、亀裂、湧水、埋設物等について事前調査を行う。
- ② 事前調査結果に基づき、施工の時期や方法、安全こう配のとり方、落石等の防護方法、土止め支保工等の構造、支保工の点検・補修の方法等について施工計画を定め、これに基づき作業を行う。

1

2. 作業主任者



A 掘削面の高さが2m以上の地山の掘削作業

B 土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け、取り外し作業



AとBの作業では、作業主任者（注1）が次の職務を行う。

- イ 作業方法の決定、作業の直接指揮
- ロ 材料の欠陥の有無、器具・工具の点検、不良品の排除
- ハ 保護具の使用状況の監視

（注1）「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」の修了者

2

3. 点検



- ① 地山の掘削作業では、点検者を定める。
- ② 地山の点検では、次の時期（注2参照）に点検を行う。

イ 設計・施工段階別点検

a 設計時、b 施工計画時、c 丁張設置時等

ロ 日常点検

a 毎日の作業開始前、大雨時、震度4以上後等

ハ 変状時点検

亀裂、はらみ等が発生したとき

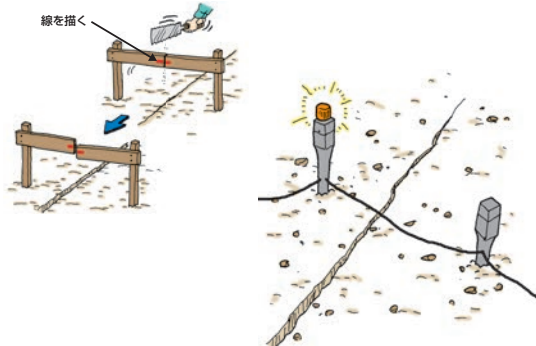
（注2）「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」平成27年6月29日厚生労働省安全課

3

4. 適切な点検の実施

① 斜面の簡易な変動調査方法

斜面のき裂が動くと、その変動・変化を目視で確認できる簡易な調査方法である。



② 斜面の点検者は、「斜面の点検者に対する安全教育」（注3参照）を受講する。

③ 点検では、適切な点検表（注2参照）を用いるとよい。

④ 近年は斜面のひずみを検知し、スマートフォン等にその情報を伝える装置もある。

（注3）「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」平成27年6月29日厚生労働省安全課

4

5. 崩壊のおそれのある箇所への措置



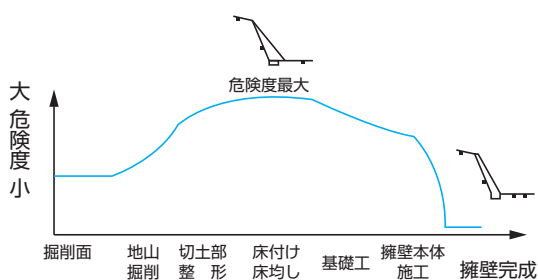
地山の崩壊のおそれがある場合は、

イ 事前に土止め支保工、ロックボルト、落石防止柵等を設ける。

ロ 関係者以外の立入を禁止する。

5

6. 擁壁施工における土砂崩壊の危険度



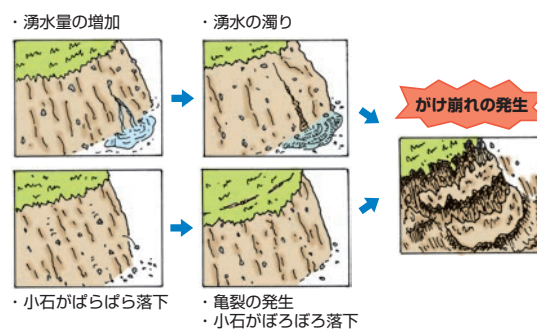
擁壁の建設工事では、土砂崩壊の危険度が施工工程で異なる。

設計された擁壁の角度に地山を掘削すると、掘削中の土砂崩壊の危険度は、掘削前より増加する。地山の崩壊の危険度が最大となるのは、「床付け」、「床均し」の時期である。

6

7. 異常時の対応

〈土砂崩壊発生の前兆例〉

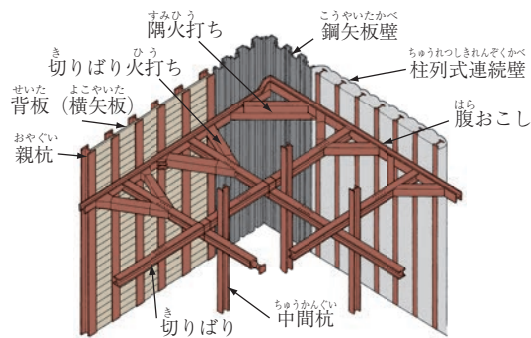


① 作業中や点検中に土砂崩壊の予兆を発見した場合、直ちに作業や点検を中止して安全な場所に待避する。

② 工事の施工にあたっては、計画的に避難訓練を実施する。

7

8. 土止め支保工



- ① 土止め支保工を組立てるときは、あらかじめ組立図を作成する。
 - ② 土止め支保工を組立てた時は、点検者を指名して、その後7日を超えない期間ごと、中震以上の地震、大雨の後など地山が急激に軟弱化する事態が生じた後、点検を行ない、異常を認めた時は、直ちに補強・補修を行う。
- イ 部材の損傷、変形、腐食、変位及び脱落の有無
 口 切りばりの緊圧の度合い
 ハ 部材の接続部、取付け部、交さ部の状態

8

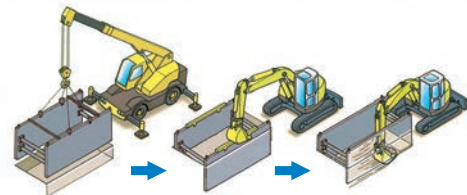
9. 土止め先行工法

- ① 上下水道工事のように小規模な溝掘削作業でも土砂崩壊による死亡災害は、多数発生している。



- ② 作業者が溝内に立ち入る前に土止め支保工を設置する「土止め先行工法」は、土砂崩壊による災害防止に有効な手段となる。

土止め先行工法の例（縦ばりプレート方式）



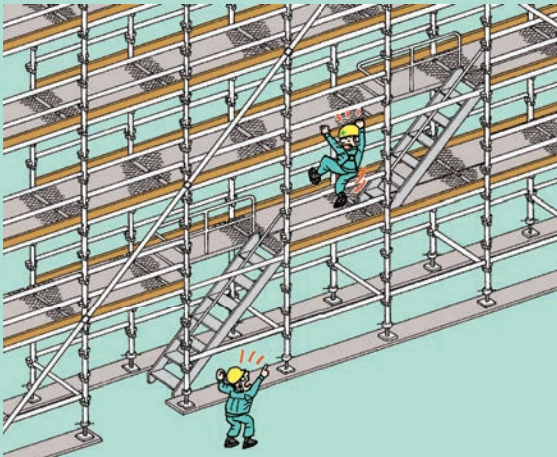
9

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

不安全な行動

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. 知らない、経験不足



現場経験が少ない等の“未経験”や“不慣れ”な作業者が、現場の状況が分らずに立入禁止区域内に入り、ドラグ・ショベル（バックホウ）に激突された。

1

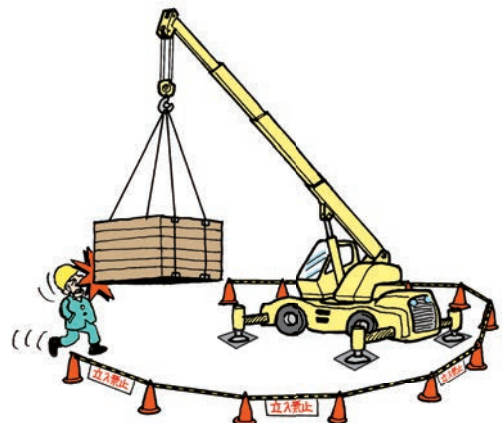
2. これくらい大丈夫、平気だ



「1回だけだから」等の“危険軽視”や“慣れ”により、ドラグ・ショベル（バックホウ）のバケットの“つめ”に玉掛けワイヤを掛けてヒューム管をつり降ろそうとして（用途外使用）、玉掛けワイヤが外れて作業者に激突した。

2

3. うっかり、ぼんやり



“うっかり”や“ぼんやり”などの「不注意」で、危険箇所に入りそうになったり、入ってしまい被災した。

3

4. 面倒くさい、じゃま



安全な通路を使わずに、危険なところを近道としてしまう“近道行動”や“省略行動”を行った。

4

5. あわてる



仮置きした型枠材が倒れそうになり、あわてて（パニック）とっさに重量のある型枠材を押さえようとして下敷きになった。

5

6. 勘違い、思い込み



手持ちの電動かくはん機の回転部に異物がはさまり動かなくなったため、この異物を取ろうとした際、電源が遮断されていると思い込み（錯覚）、異物が取れた瞬間にかくはん部が回転し、指を負傷した。

6

7. 年齢による反応の遅れ



高齢者は、足腰が弱くなり、視力やバランス感覚の減退などの“身体機能が低下”しているため、通路の段差につまずき転倒するなどが多くなる。

7

8. 疲労、疾病、心配ごと



“疲れ”や“心配ごと”などで、足を踏みはずして階段から転落した。

8

9. 単調作業による意識低下



釘打ち作業を繰り返していたとき、単調なリズムから思わず指をたたいてしまった。

9

10. KY（危険予知）シート（1）

〔作業の状況〕

道路工事現場で残土をダンプトラックに積んでバックで走行している。路肩にはガードレールがなく、運転手はシートベルトを装着し、助手は同乗していない。



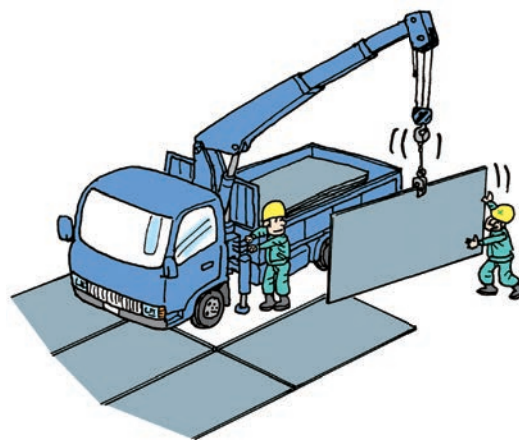
どんな危険がありますか
あなたならどうしますか

10

11. KY（危険予知）シート（2）

〔作業の状況〕

現場内の仮設道路の鉄板敷き作業を、積載型トラッククレーンを用いて行っている。



どんな危険がありますか
あなたならどうしますか

11

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

日々の健康

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. 自らの健康管理



建設現場では、作業内容も含めてさまざまな要因によりケガや病気が発生しています。健康な状態で作業するためには、現場のルールを守って、作業者一人一人が健康管理を行っていく必要があります。

1

2. 健康診断は、すすんで受けよう！



「健康診断」を受けると、

- ① 自分の今の健康状態を知ることができます。
- ② もし、病気にかかっていたら、早く治療ができます。

年間1回以上の健康診断受診

(夜間作業従事者は6ヶ月に1回以上)

2

3. 健康診断の種類等

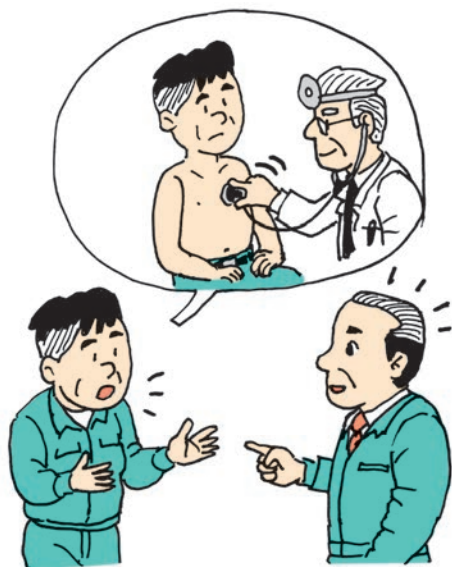
健康診断の種類	健康診断の実施時期	健康診断の対象者
雇入時健康診断	雇入れの際	常時使用する労働者 ただし、医師による健康診断を受け3月を経過しない者が健康診断の結果を証明する書面を提出した場合当該健康診断項目に相当する項目を省略することができる。
定期健康診断	1年以内ごとに1回	常時使用する労働者 短時間労働者においては1年以上雇用し、かつ過労時間時間が通常の労働者の4分の3以上勤務する者 ただし、医師による健康診断を受け1年を経過しない者が健康診断の結果を証明する書面を提出した場合、当該健康診断項目に相当する項目を省略することができる。
特定業務従事者健康診断	配置替えの際及び6月以内に1回	特定業務※に従事する労働者

※特定業務の例

1. 著しく暑熱な場所における業務
2. 著しく寒冷な場所における業務
3. 土石等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
4. 異常気圧下における業務
5. さく岩機、鉚打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
6. 重量物の取扱い等重激な業務

3

4. 体に異常があるときは、すぐに手当を！



体調がすぐれない時は、

- ① 職長等の上司に報告し、相談しましょう。
- ② 自分だけで判断して悩まないことです。
- ③ できるだけ早く医療機関でみてもらいましょう。

4

5. 暴飲・暴食はつしみに、睡眠は十分に！



暴飲暴食、前日の深酒はしないようにしましょう。
睡眠は十分とりましょう。

5

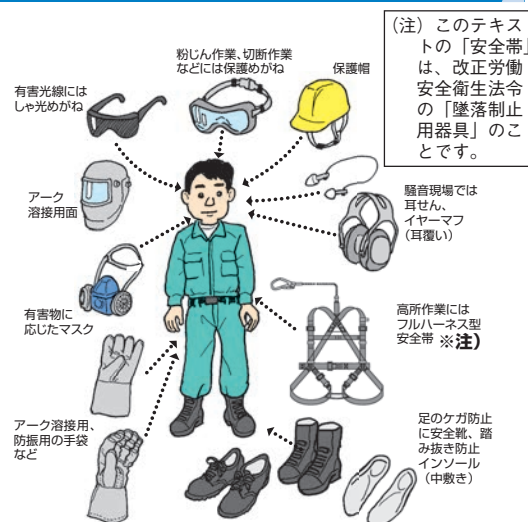
6. 作業の前には準備体操をしよう！



作業開始前に行う体操で、からだの各部位をしっかり動かしましょう。

6

7. 保護具を正しく使おう！



(注) このテキストの「安全帯」は、改正労働安全衛生法令の「墜落制止用器具」のことです。

保護帽や安全帯などの保護具は、正しく着用しましょう。また、保護具は、常に清潔にしておきましょう。

※注) 高さが2 m以上の箇所で、作業床を設けることが困難で、フルハーネス型安全帯を用いて行う作業では、「特別教育」の修了が必要です。

【注意】安全帯は【墜落制止用器具の規格】適合品を使いましょう。

7

8. 健康KYと無記名ストレスチェック

○「健康KY」を実施して、毎日の健康状態を把握しましょう。

健康KYの問いかけ3項目

- ① よく眠れたか？（睡眠）
- ② おいしく（ご飯を）食べたか？（食欲）
- ③ 体調はよいか？（体調）

問いかけ時にみるポイント

- ① 姿勢は、シャンとしているか？
- ② 動作は、ダラダラしていないか？
- ③ 表情は、イキイキしているか？
- ④ 目は、血走っていないか？
- ⑤ 会話は、ハキハキしているか？

○「無記名ストレスチェック」を実施しましょう。



8

9. 心の健康相談

仕事や日々の生活では、強い不安、悩み、ストレスを感じる場合があります。

働く方々、その家族などを対象に、心の悩み、人間関係の悩み、仕事の悩みなどの相談に対応してくれる相談窓口「こころの耳」を厚生労働省が開設しています。

不安や悩みはひとりで抱えずに、相談してみましょう。



○ 働く人の「こころの耳」
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」では、全国の働く方やその家族、企業の人事労務担当者の方々からのご相談をお受けするため、電話相談、SNS相談、メール相談を実施しています。



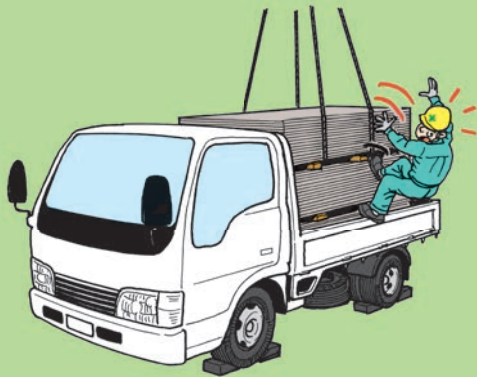
9

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

荷役作業災害

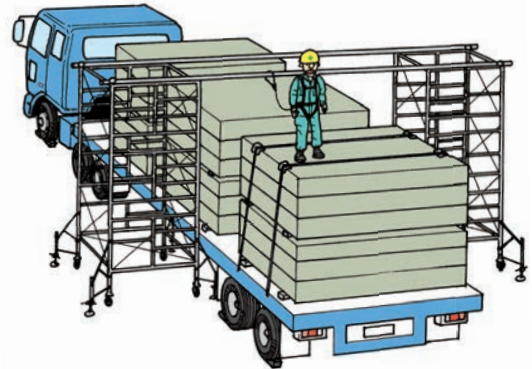
あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. 安全帯の取付設備の設置例



(注) このテキストの「安全帯」は、改正労働安全衛生法令の「墜落制止用器具」のことです。

トラックの荷の上で、玉掛け等の作業を行う時の墜落・転落災害の防止対策として、トラックの荷台上部に安全帯取付設備を設置した例。

なお、最大積載量2t以上のトラックでの荷役作業には、保護帽（墜落時保護用）などの着用が義務づけられている。

【注意】安全帯は【墜落制止用器具の規格】適合品を使いましょう。

1

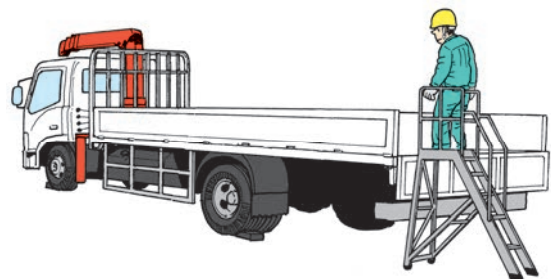
2. 作業架台を利用した例



トラックの荷台、あおり等からの墜落・転落災害の防止対策として、作業架台を横付けした例。

2

3. 昇降設備など



トラックの荷台から地面へ降りる際に、“飛び降り”による労働災害が後を絶ちません。

トラックの荷台への昇降設備を設けましょう。

最大積載量が2t以上又は荷台の高さが1.5メートルを超えるトラックの荷役作業では、安全に昇降するための設備が義務付けられています。

墜落による危険を防止するための保護帽を着用しましょう。

3

4. アウトリガーは最大限に！



トラッククレーンの作業では、「アウトリガー」を最大限に張り出して、車体の転倒を防止する。

4

5. バックでは誘導者の配置



建設現場内でのトラックのバック（後進）では、誘導者を配置する。

5

6. ロールボックスパレット(カゴ車)の基本操作

ロールボックスパレット（カゴ車）の移動では、次の操作方法を状況に応じて併用する。

「押し」は、力を入れやすい姿勢で操作でき、長距離の移動に適している。
一方、前方がみえにくいこと、方向転換の多い場所では不向きであることなどがある。



「引き」は、第3者への接触リスクが低いが、進行方向が見づらいこと、長距離の移動には不向きなことなどがある。

初動は引きで、その後、押しやよこ押しを併用する。



「よこ押し」は、前方の見通しはよいが、初動時では、力が入りにくいことや、傾斜している箇所では操作がしにくい。

「よこ押し」をするときは、一定の速度になってからがよい。



6

7. ロールボックスパレット(カゴ車)の操作例



トラック内でロールボックスパレット（カゴ車）を運び出すときは、押せる位置まで引きで出し、その後、昇降板に押していく。

（注）テールゲートリフターの操作には特別教育の受講が必要です。



カーブでは、2m手前で減速する。

7

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

土石流対策

あなたを守る

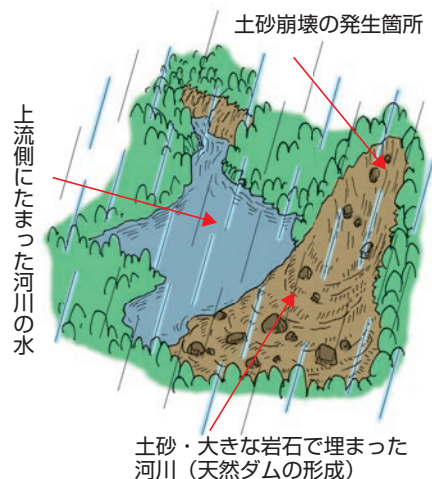
～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

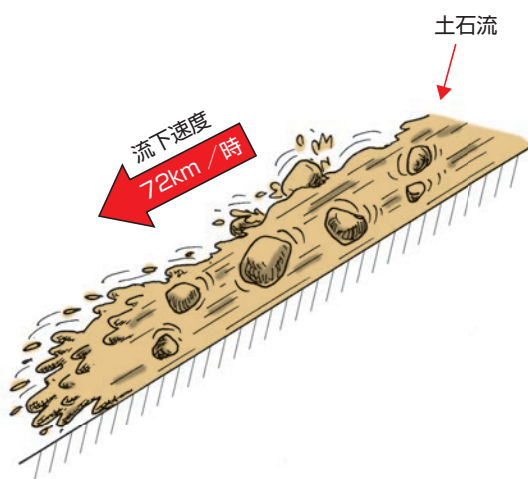
1. 土石流の発生

豪雨や地震などで山間部の斜面の土砂崩壊が発生し、その土砂・大きな岩石が河川をせき止める（天然ダムの形成）。上流側に水がたまり始め、河川をせき止めていた土砂・大きな岩石が崩れ、たまっていた水とこれらの土砂・大きな岩石が一気に流れ下る現象を「土石流」といいます。



1

2. 土石流はとても速い

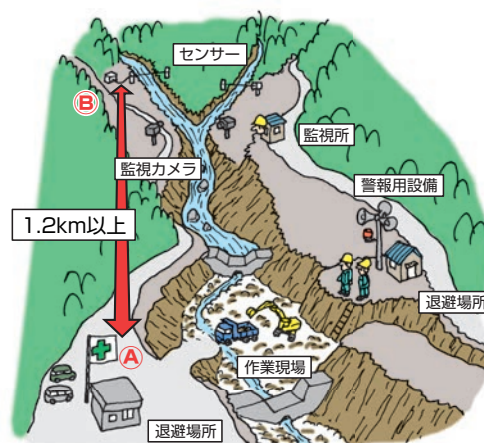


土石流が流れ下る速度（流下速度）は、18～72km/時（5～20m/秒）です。

2

3. 土石流検知器・警報用設備の設置

土石流の発生検知器（センサー）を設置し、検知した情報を警報用設備により瞬時に作業者に伝える機器をあらかじめ設置しておく。

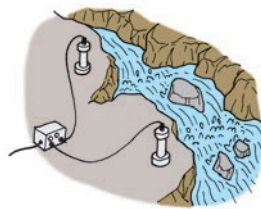


建設現場①から土石流検知器（センサー）②までの距離（L）
 $L = 20\text{m/秒} \times 60\text{秒} = 1200\text{m} = 1.2\text{km}$
 （警報後の退避完了想定時間を1分（60秒）とした場合）

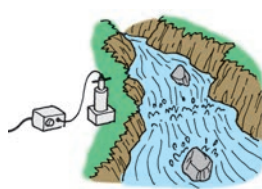
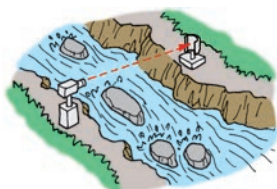
3

4. 土石流検知器（センサー）（例）

- ① ワイヤースセンサー
土石流がワイヤーを切断することで検知する。
- ② 振動センサー
土石流の振動を検知する。



- ③ 光センサー
土石流の通過で光が遮断されることで検知する。
- ④ 音響センサー
地中を伝わる土石流の音で検知する。



4

5. 警報用設備等の設置



警報用設備：

サイレン、非常ベル、携帯用拡声器、回転灯等

避難用設備：

はしご、仮設階段、登りさん橋等により安全な場所に避難できるもの

5

6. 避難訓練の実施

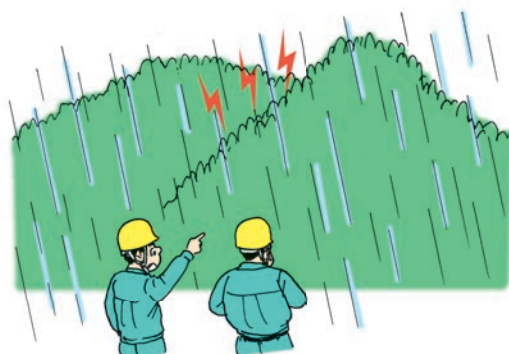


土石流対策の避難訓練は、工事開始後遅滞なく1回、その後6月以内ごとに1回実施する。

6

7-1. 土石流の前兆現象（山鳴り等）

- ・山鳴り・地鳴りがする
- ・河川付近での山崩れ



7

7-2. 土石流の前兆現象（水位の低下）

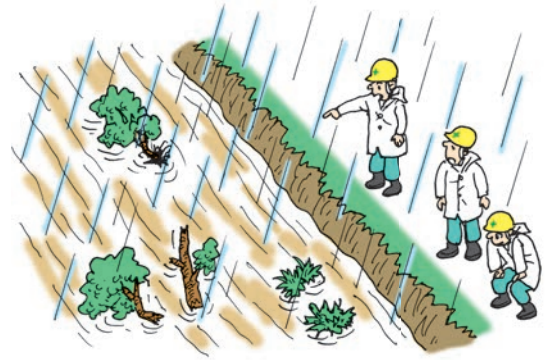
- ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる



8

7-3. 土石流の前兆現象（川の濁り等）

- ・著しい流水の濁り
- ・流木が混じる
- ・異常な増水

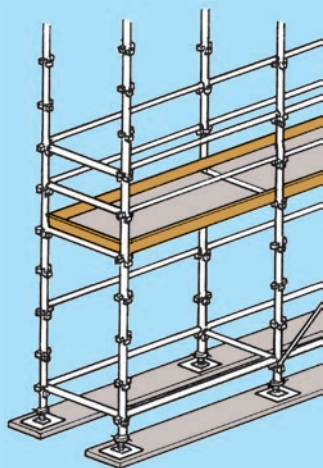


9

くさび緊結式足場

あなたを守る

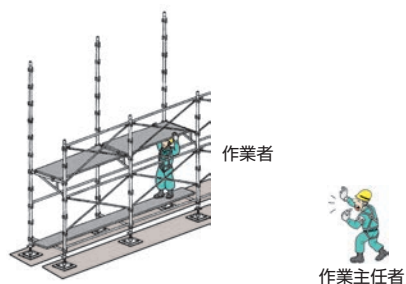
～安全衛生ポイント～



建設業労働災害防止協会

1. 足場の組立てに当たっての留意事項

- 足場を設置する場所に幅1m以上のスペースを確保できる場合には、本足場を設置する必要があります。
- 足場の点検を行う場合には、あらかじめ点検者を指名することが必要です。
- 足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名の記録・保存が必要です。



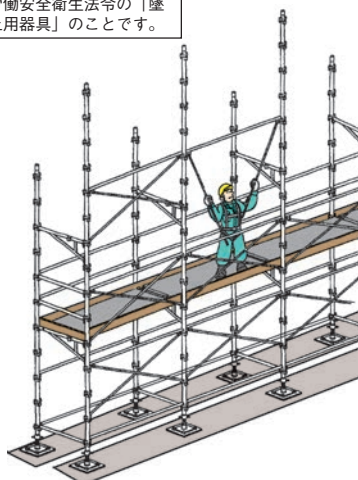
- 足場の組立て、解体、変更等の作業の有資格者
 - ・作業主任者
 - 高さが5m以上の足場、つり足場及び張り出し足場は、「足場の組立等作業主任者技能講習」を終了した者から選任する。
 - ・作業者
 - 足場の高さに関係なく、足場の組立て、解体、変更等の作業の「特別教育」修了者が行う。

1

2. 手すり先行工法

くさび緊結式足場の組立て及び解体は、くさび緊結式足場用先行手すりによる「手すり先行工法」で行う。この場合、安全帯を使用する。

(注) このテキストの「安全帯」は、改正労働安全衛生法の「墜落制止用器具」のことです。

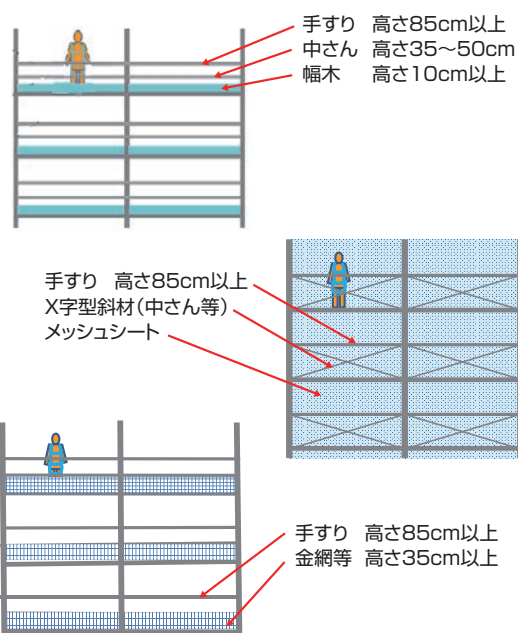


【注意】安全帯は【墜落制止用器具の規格】適合品を使いましょう。

2

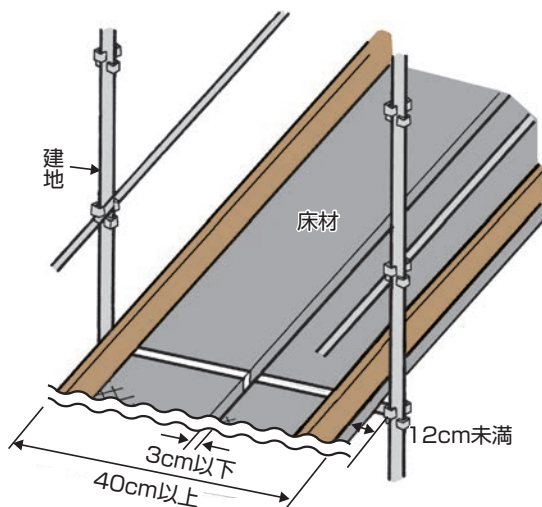
3. 手すり等の位置

足場からの墜落防止と物の落下防止の両措置を同時にした例



3

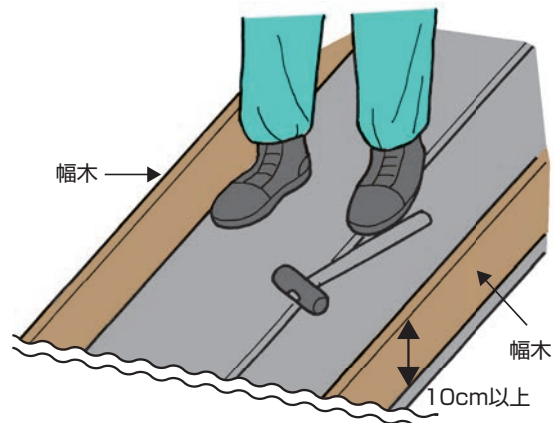
4. 建地と床材のすき間等



- ① 足場の床材と建地とのすき間は、12cm未満とする。
- ② 作業床（一侧足場を除く。）の幅は、40cm以上とする。
- ③ 床材間のすき間は、3cm以下とする。

4

5. 幅木

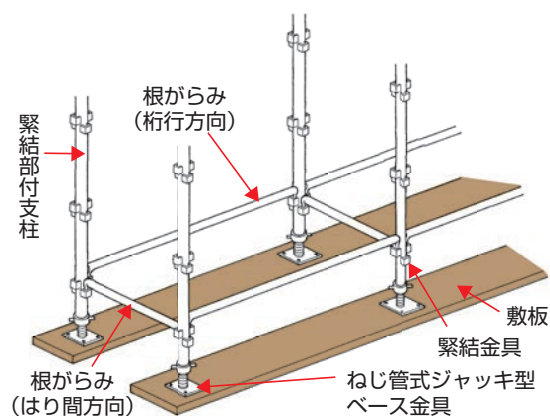


工具等の落下防止措置等として、高さ10cm以上の幅木、メッシュシート、防網等を設ける。
墜落防止用の幅木では、高さ15cm以上がよい。

5

6. 足場の脚部の固定

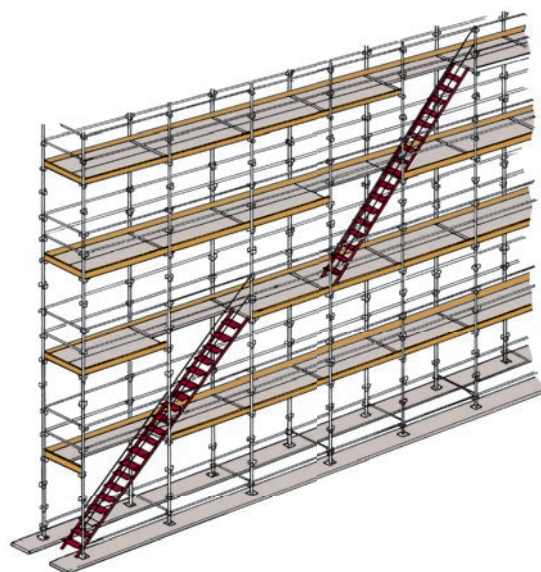
足場の脚部の緊結部付支柱の沈下防止や滑動防止のために、敷板、根がらみ等を設ける。



6

7. 昇降階段

足場の昇降階段は、2層以下ごとに踊り場を設ける

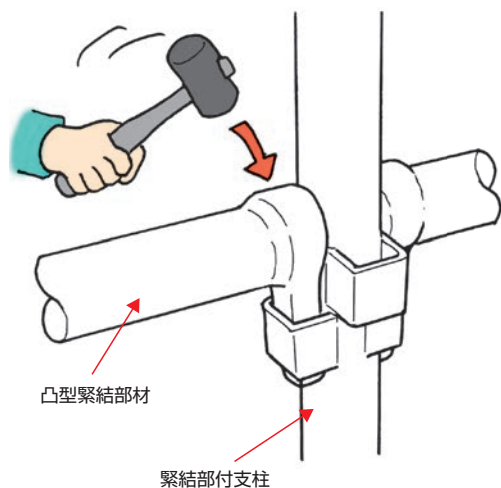


足場の昇降階段を使用し、足場の外側をよじ登る等の不安全行動はしない。

7

8. くさびは確実に差し込む

くさび緊結式足場の組み立て、取り外された手すりなどの足場部材を戻すとき等では、凸型緊結部材を緊結部付支柱に打ち込む等により確実に差し込んで緊結する。



8

9. 一側足場では安全帯を使用

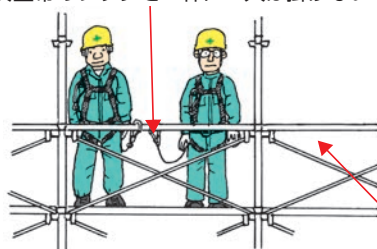
ブラケット足場等の一側足場では、作業時でも安全帯を使用する。



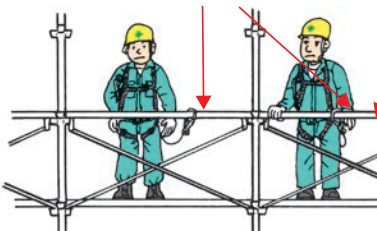
9

10. 先行手すりへの“フック掛け”は1人のみ

安全帯のフックを1枠に2人は掛けない



安全帯のフックは、別の先行手すりに掛ける



先行手すり

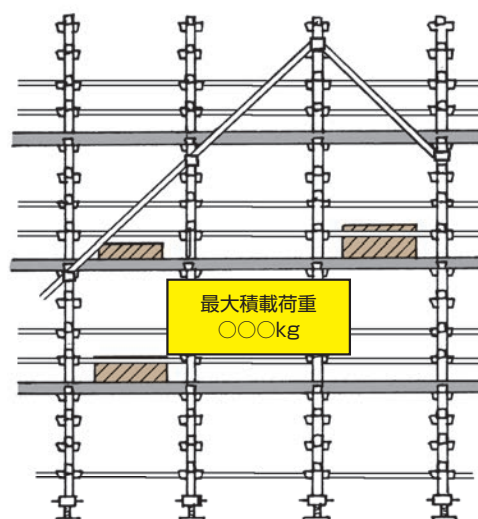
安全帯のフックをくさび緊結式足場の「先行手すり」の手すりに掛けるときは、1枠に1人の使用とする。

〔1枠の「先行手すり」に2人がフックを掛け、2人同時に落下した場合は、「先行手すり」がその衝撃に耐えられないことによる。〕

10

11. 最大積載荷重

足場に表示されている最大積載荷重を超えてはならない。



11

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

腰痛予防対策

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. 腰痛の発生要因

腰痛は、いくつかの要因が複合的に作用している。

- ① 重量物の運搬による動作要因 ② 運転席の振動、寒冷等の環境要因



- ③ 年齢、体格、腰痛の病歴等の個人的要因 ④ 職場でのトラブル、過重な疲労等の心理・社会的要因



1

2. 荷を持ち上げる姿勢



荷物を持ち上げる場合は、片足を少し前に出し、^{ひざ}膝を曲げてしゃがむように抱える。この姿勢から^{ひざ}膝を伸ばすように、腰ではなく^{あし}脚・^{ひざ}膝の力で持ち上げる。

2

3. 荷は身体に近づける



身体が対象物から離れていると、腰への負担が大きいのので、身体はなるべく近づけ、重心を低くする。

3

4. 腰はひねらない



上半身の動きだけで荷を動かそうとする



身体ごと向きを変える

4

5. 人力による荷の重量



男性作業者が人力で取り扱う物の重量は、体重の40%以下が望ましい。

女性作業者(18才以上)は、体重の24%以下がよい。

年少者又は妊産婦については、労働基準法による制限があります。

5

6. 重量物は機械を使用する



重量物の運搬は、“人力”ではなく、“機械”を使用するようにする。

6

7. 振動を要因とする腰痛

車両系建設機械、フォークリフト等の運転では、機体の激しい振動により腰痛が発生しやすくなる。



- ① 運転座面・背もたれは、角度の調整可能なものがよい。
- ② 運転座席は、振動の減衰効果に優れたものがよい。(クッション等の利用でもよい。)

7

8. 狭い場所では腰痛に注意



狭い場所での作業では、腰をかがめたり、身体をひねったりすることにより腰痛が発生する危険性があることに注意する。

8

9. 保温力のある衣服の着用



冬季の寒冷な屋外作業等では、腰痛が発生しやすいので、保温力のある衣服を着用する。

9

10. 腰痛予防の静的ストレッチ

腰痛予防では、反動や動きを伴う「動的ストレッチ」よりは、筋肉を伸ばした状態で静止する「静的ストレッチ」がよい。

疲労の蓄積度合いに応じて適宜行うとよい。



- ① 息を止めずにゆっくりと吐きながら伸ばしていく。
- ② 反動・はずみはつけない。
- ③ 伸ばす筋肉を意識する。
- ④ 20秒から30秒伸ばし続ける。

10

11. 腰痛の健康診断



重量物取扱い作業に常時従事する者は、作業を行う際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、医師による腰痛の健康診断を受ける。

11

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

道路工事災害

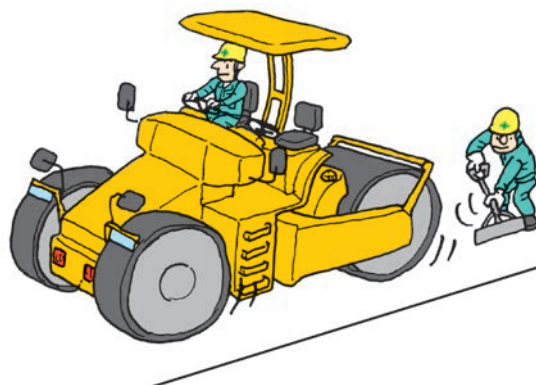
あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. ローラーへの注意



- ① ローラーの運転者からは、作業者が見えないこと（死角）がある。
- ② ローラーの走行速度は意外と速く、遠くにいてもすぐに近づく。

1

2. ハンドガイドローラーへの注意



- ① ハンドガイドローラーは軽自動車並みの重量（600kg程度）があるので、ひかれる、接触する等により大きな災害となる。
- ② 走行運転では、あとずさる方法はさける。（運転者が転倒すると轢かれる。）

2

3. ブレーカーへの注意

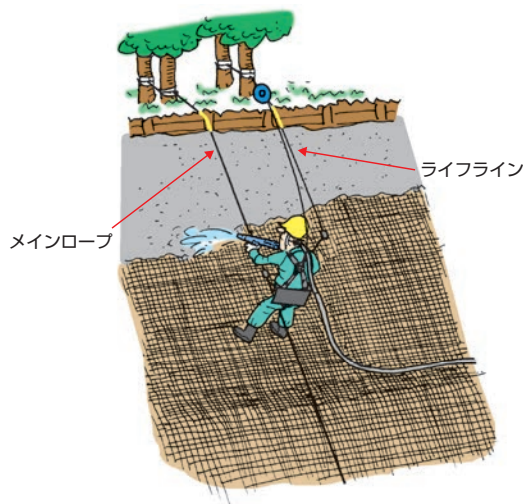


ブレーカーによる作業では、破碎した破片が飛散する恐れがある。

3

4. 法面作業

(注) このテキストの「安全帯」は、改正労働安全衛生法令の「墜落制止用器具」のことです。

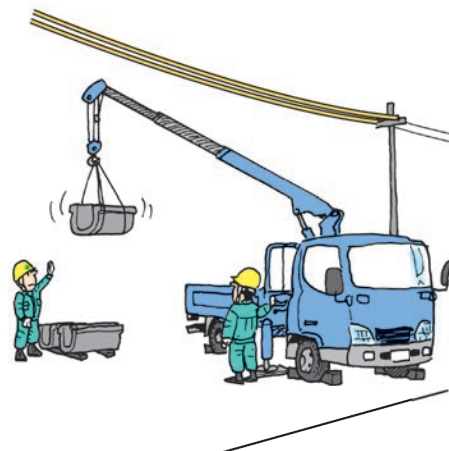


ロープ高所作業では、身体保持用のメインロープと安全帯を取り付けるライフラインを設ける。

【注意】安全帯は【墜落制止用器具の規格】適合品を使いましょう。

4

5. 電線に注意



- ① 現場の道路上等の配電線の位置を確認する。
- ② 配電線には、電力会社により絶縁カバーを取り付けてもらう。

5

6. 夜間工事作業の照明他



- ① 夜間工事現場の照明は、明暗の差が少なくなるように機器を配置する。
- ② 遠くから視認できる反射ベスト（反射チョッキ）を着用する。また、保護帽（ヘルメット）に反射テープ、ヘッドライト等を付ける。
- ③ 夜間工事作業では、生活の昼夜逆転、気温の低下等があることから健康管理に十分注意する。

6

7. エンジンカッター



- ① 使用の際には、防振手袋、保護めがね、耳栓、保護帽等を着用すること。また、粉じんの多い作業では、防じんマスクを併用すること。
- ② エンジンの排ガスは有害なので、室内、トンネル内などの通気の悪い場所では使用しないこと。
- ③ 雨上がりなど足元が滑りやすい場所では、使用しないこと。常に、足元に注意し、バランスが保てる無理のない姿勢で作業を行うこと。
- ④ 作業場所は、常に明るくすること。

7

8. 振動工具での作業時間



- ① 1日の振動工具の作業（使用）時間は、各工具ごとに決められた時間以内とする。
- ② ピストンによる打撃機構を有するコンクリートブレーカー、ピックハンマー等の連続作業時間は、おおむね10分以内、休止時間は5分以上とする。

8

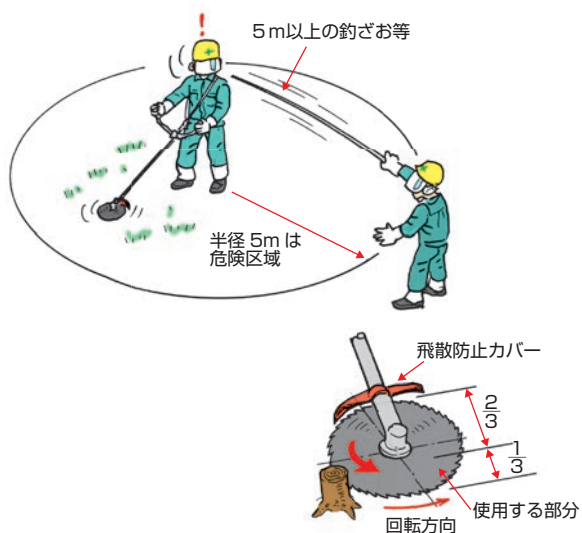
9. 刈払機の操作時の保護具等



短時間の刈払機作業でも保護具等を必ず着用する。

9

10. 刈払機の操作



- ① 刈り幅は約1.5m程度とし、大振りはしない。
- ② キックバック（強く跳ね返されること。）を防止するため往復刈りはせず、右から左のみに操作する。

10

11. ディスクグラインダ



- ① 安全カバーが付いているものを使用し、作業に応じた大きさのものを使用すること。
- ② 使用時は保護手袋、保護めがねを着用すること。
- ③ 砥石にひび、きず等が無い点検し、3分間の試運転を行ってから作業を行うこと。
- ④ 作業前に1分間空転して、異常な音、振動がないかを確認すること。
- ⑤ 無理に押付けず、角度を15～30°に保ちながら外周部で研磨すること。
- ⑥ 砥石の回転が完全に止まってから、作業台などに置くこと。
- ⑦ 補助ハンドル（グリップ）が付いている場合は、取り外さない。

11

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

墜落制止用器具 (フルハーネス型安全帯)

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



建設業労働災害防止協会

1. 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則等の改正（平成30年6月）の概要

- (1) 法令改正への背景（平成31年2月1日施行）
建設業等での高所作業 → 胴ベルト型安全帯使用
→（墜落時）→ 内臓の損傷や胸部圧迫による危険性
→ 国内で胴ベルト型使用での災害の確認 → 法令改正
- (2) 改正点
①「安全帯（墜落による危険防止用）」の名称を「墜落制止用器具」に変更 ※建設現場等で従来の名称である「安全帯」と呼ぶことは差し支えない。

「墜落制止用器具」として認められる器具

・フルハーネス型
(1本つり)

・胴ベルト型
(1本つり)



※「胴ベルト型（U字つり）」には墜落を制止する機能がないことから、墜落制止用器具から除外されている。

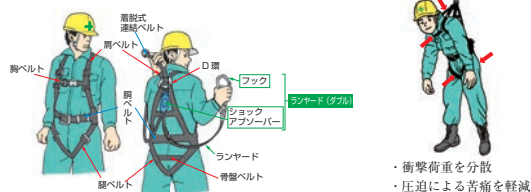
- ②安全帯は「フルハーネス型」の使用が原則。
フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さ6.75m以下）は、「胴ベルト型（1本つり）」を使用することができる。
（一般的な建設作業の場合、ガイドラインにより高さ5mを超える箇所では「フルハーネス型」の使用を推奨）
- ③「安全衛生特別教育」の新設（学科4.5時間+実技1.5時間）
次の「3. フルハーネス型安全帯を使用する作業の例」に示すような、高さが2m以上の箇所で、作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型を用いて作業を行う場合は特別教育の対象となる。

1

2. フルハーネス型安全帯とは

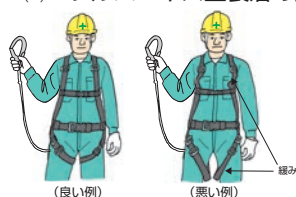
下図のようにベルトを腰だけでなく、肩や腿（もも）にも通すものです。この安全帯のメリットは墜落時に身体に係る衝撃を分散させることによって、ダメージを軽減することです。

(1) フルハーネス型の装着状況



・衝撃荷重を分散
・圧迫による苦痛を軽減

(2) フルハーネス型装着の良い例と悪い例



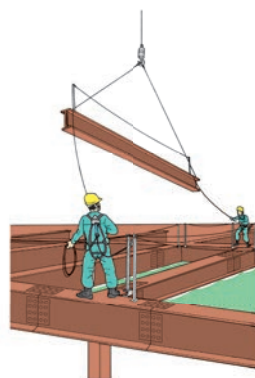
- ①緩みなく確実に装着すること。
- ②バックルの装着を正確に行うこと。

【注意】安全帯は【墜落制止用器具の規格】適合品を使いましょう。

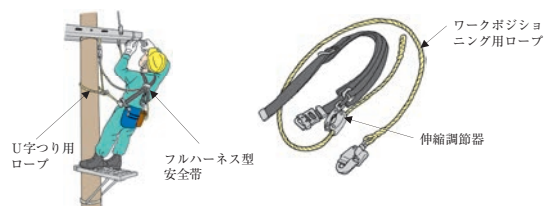
2

3. フルハーネス型安全帯を使用する作業の例

(1) 建築鉄骨の組立て作業（例）



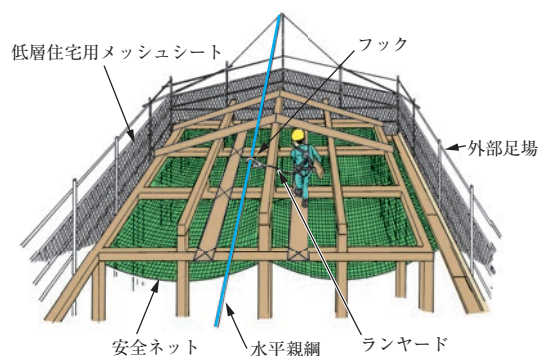
(2) 柱上（電気・通信柱）等の作業（例）



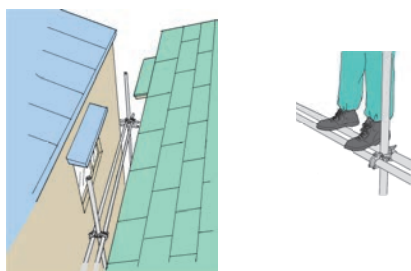
※柱上作業はフルハーネス型安全帯とU字つり用ロープ（ワークポジショニング用ロープ）を併用する。

3

(3) 木造家屋等低層住宅における作業（例）



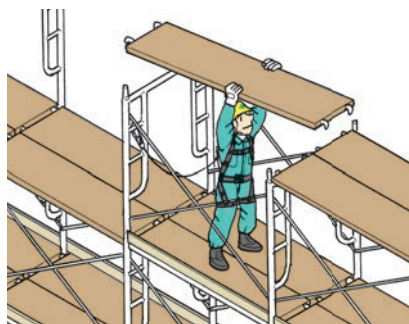
(4) 作業床を設けることができない一側足場での作業（例）



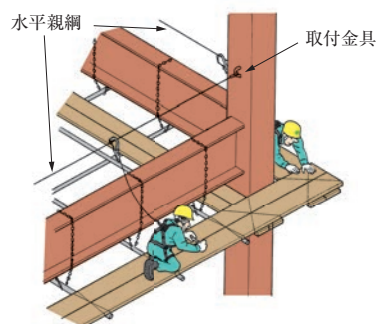
※狭い敷地において、ブラケット一側足場での作業床の設置が困難な箇所では、簡易的な抱き足場を設置して作業を行うことがある。

4

(5) 足場の組立て、解体又は変更の作業（例）



(6) つり棚足場の組立て、解体時の作業（例）



5

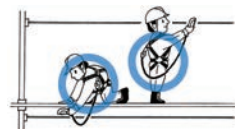
4. フルハーネス型安全帯に関する留意点

- 高さが6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定することが義務づけられたこと。
(一般的な建設作業では、高さ5mを超える箇所ではフルハーネス型安全帯の使用を推奨)
- 着用者の体重+その装備品の質量の合計に耐えるものを着用すること。(質量85Kg用又は100Kg用。特注品は除く。)
- ショックアブソーバは、フックの位置によって適切な種別を選択すること。

- ① フックの位置が腰より高い場合
→ 第一種ショックアブソーバ



- ② フックの位置が腰より低い場合
→ 第二種ショックアブソーバ



6

5. フルハーネス型安全帯の点検・保守・保管・廃棄基準

- 点検
日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行うこと。

安全帯点検チェックリスト (ショックアブソーバは一部を除く)		点検項目と廃棄基準	判定
各 部 外 観	摩耗・傷み	30mm (2mm) 以上の摩耗・傷みのあるもの	異常なし
	切り傷	30mm (2mm) 以上の切り傷のあるもの	異常あり
	焼損・腐蝕	30mm (2mm) 以上の焼損・腐蝕のあるもの	異常あり
	摩耗・傷み	30mm (2mm) 以上の摩耗・傷みのあるもの	異常あり
組 成 部	フック	30mm (2mm) 以上の切り傷のあるもの	異常なし
	ランヤード	30mm (2mm) 以上の摩耗・傷みのあるもの	異常あり
	ショックアブソーバ	30mm (2mm) 以上の摩耗・傷みのあるもの	異常あり
	その他	30mm (2mm) 以上の摩耗・傷みのあるもの	異常あり
取 付 金 具	フック	30mm (2mm) 以上の摩耗・傷みのあるもの	異常なし
	ランヤード	30mm (2mm) 以上の摩耗・傷みのあるもの	異常あり
	ショックアブソーバ	30mm (2mm) 以上の摩耗・傷みのあるもの	異常あり
	その他	30mm (2mm) 以上の摩耗・傷みのあるもの	異常あり
シ ョ ッ ク ア ブ ソ ー バ	摩耗・傷み	30mm (2mm) 以上の摩耗・傷みのあるもの	異常なし
	切り傷	30mm (2mm) 以上の切り傷のあるもの	異常あり
	焼損・腐蝕	30mm (2mm) 以上の焼損・腐蝕のあるもの	異常あり
	摩耗・傷み	30mm (2mm) 以上の摩耗・傷みのあるもの	異常あり

※安全帯点検チェックリスト【例】

- 保守
定期的及び必要に応じて行うこと。
- 保管
 - ① 直射日光が当たらない、風通しが良く・湿気の少ない、火気・放熱体などが近くにない、ランヤードの機能・強度に悪影響を及ぼさない所などで保管すること。
 - ② 高温（50℃以上）となる場所に長時間保管しないこと。
 - ③ フルハーネス及びランヤードの上に物を載せないこと。
- 廃棄基準
 - ① 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
 - ② 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

※使い方にもよるが、メーカーではフルハーネスは3年、ランヤードは2年を目安にしている。

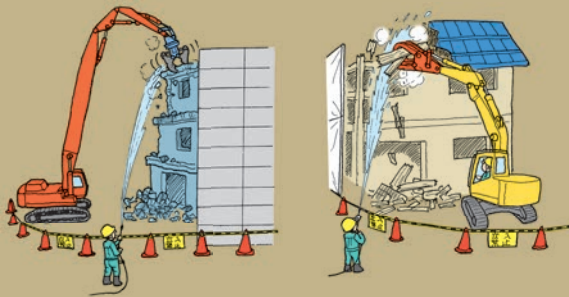
7

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

建築物の解体工事

あなたを守る

～安全衛生ポイント～

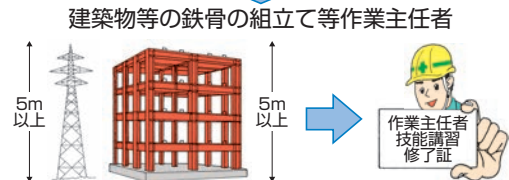


 建設業労働災害防止協会

1. 【作業主任者】の指揮にしたがって作業

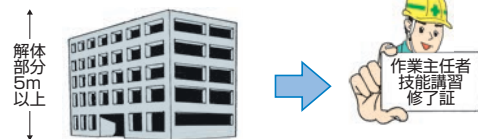
次の種類・構造のものを解体する時は、「作業主任者」の指揮にしたがって作業する。

「高さ5m以上の金属製の部材で構成される建築物の骨組みまたは塔」の解体等



「高さ5m以上のコンクリート造の工作物」の解体等

コンクリート造の工作物の解体等作業主任者



※墜落の危険がある時（作業主任者選任作業を除く）や、建設機械のアタッチメントの交換などでは、作業指揮者の指揮のもとで作業する。
※鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）を解体する場合は、上記の両方の資格が必要です

1

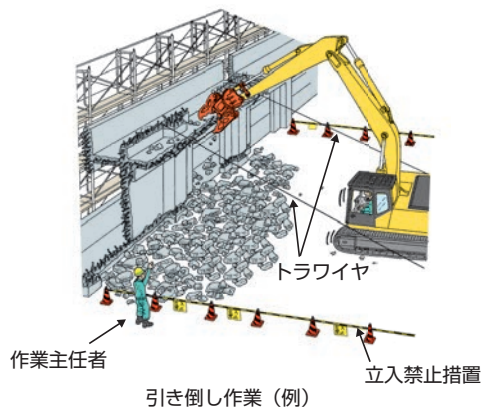
2. 【崩壊・倒壊】による労働災害の防止

ビルの外壁や柱等の「引き倒し」等の作業では、

- (1) 作業を行う者以外の者は、あらかじめ、安全な位置まで避難する。

避難を確認したら、

- (2) 作業は、決められた合図で行う。
- (3) 作業に関係しない者は、立入禁止の区域内には入らない。



2

3. 【墜落・転落】による労働災害の防止

- (1) 高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、「作業床」を設置し、「作業床」の上で作業する。



フルハーネス型安全帯

- (2) 安全帯（墜落制止用器具）を使うよう指示された場合は、必ず使う。安全帯は「フルハーネス型」の使用が原則（注：p.11）



- (3) 「作業床」の端や「開口部」には、「囲い」や「覆い」「手すり」等を設置する。また「手すり」等は勝手に外さない。

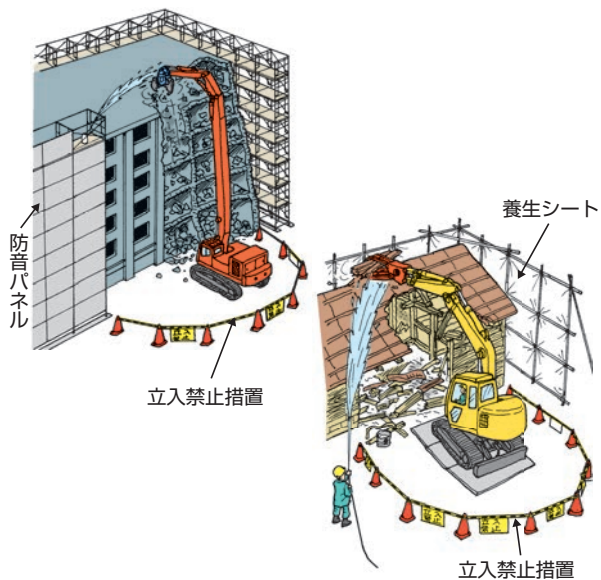
- (4) 足場の組み立てなどの作業は、必ず「特別教育」を修了した者が行う。



3

4.【飛来・落下】による労働災害の防止

- (1) はつりガラや鉄筋、切断物等の落下の危険を防ぐための「養生ネット」などは、勝手に外さない。
- (2) 「立入禁止区域内」には、入らない。



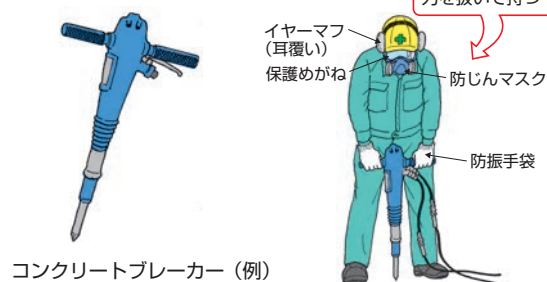
4

5.【機械・器具】による労働災害の防止

- (1) 安全カバーなどの「安全装置」は、固定したり、取り外したりしない。



- (2) 足元を安定させて、無理のない姿勢で作業する。
- (3) コンクリートブレーカーなど、振動工具作業は、決められた連続作業時間を守る。



5

6-1 【車両系建設機械】による労働災害の防止

- (1) 決められた「作業計画」にしたがって作業する。
- (2) 「立入禁止区域内」には入らない。
- (3) 誘導者、監視人が配置された時は、その指示にしたがう。
- (4) 運転者が、運転位置から離れるときは、
 - ① バケット、ブレードなどを地面におろす。
 - ② エンジンを止め、走行ブレーキをかけ、キーを抜く。

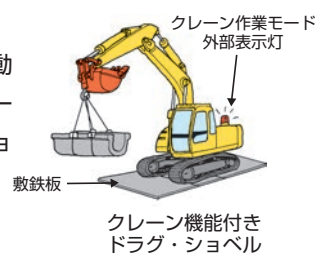


6

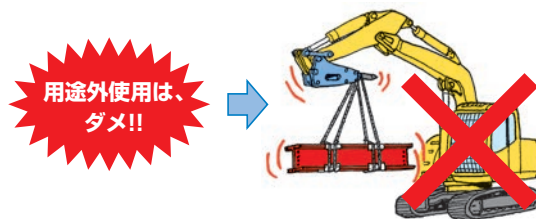
6-2 【車両系建設機械】による労働災害の防止

- (1) 地面に敷かれた鉄板は、転倒防止のためのものです。運転は、敷かれた鉄板の上で行う。

- (2) 荷のつり上げは「移動式クレーン」や「クレーン機能付きドラグ・ショベル」で行う。



- (3) 車両系建設機械（ブレーカ）などで鉄骨部材などを
つり上げる「用途外使用」は禁止



7

6-3 【車両系建設機械】の運転は、資格が必要

車両系建設機械の運転は、
必要な資格を持っている者が行う。

鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機などで、機体重量が「3 t以上」の場合

→「車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者」



鉄骨切断機 コンクリート圧碎機 解体用つかみ機

ドラグ・ショベルなどで、機体重量が「3 t以上」の場合

→「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者」



ドラグ・ショベル

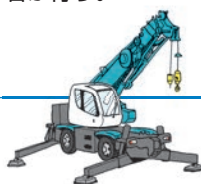
8

7. 【クレーンの運転・玉掛け作業】は、資格が必要

移動式クレーンの運転、玉掛け作業は、
必要な資格を持っている者が行う。

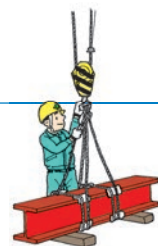
（移動式クレーンの運転）

- ・つり上げ荷重5 t以上
→移動式クレーン免許取得者
- ・つり上げ荷重1 t以上5 t未満
→小型移動式クレーン技能講習修了者
- ・つり上げ荷重1 t未満
→移動式クレーン特別教育修了者



（玉掛け作業）

- ・つり上げ荷重1 t以上の移動式クレーン等の玉掛け
→技能講習修了者
- ・つり上げ荷重1 t未満の移動式クレーン等の玉掛け→特別教育修了者



9

8. 【石綿】による労働災害の防止

(1) 決められた「作業計画」にしたがって作業する。

(2) 石綿の除去、石綿が含まれている建材の解体は、「石綿作業主任者」の指揮を受けて作業する。



作業主任者による作業指揮

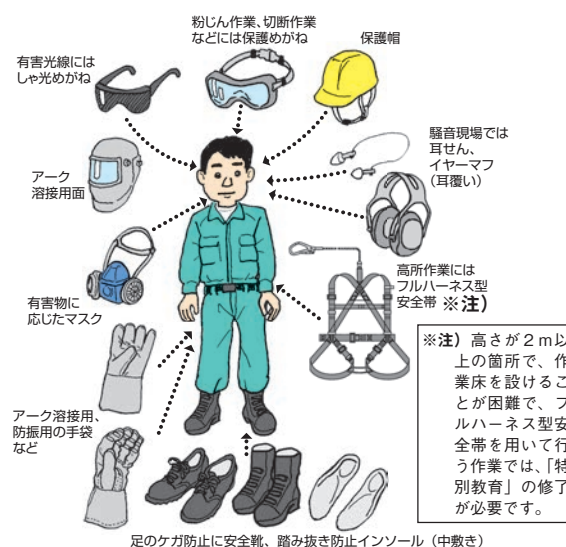
(3) 石綿が含まれている建材の解体作業は、「特別教育」を修了した者が行う。



(4) 必要な「保護具」を必ず使って作業する。

9. 作業にあった【保護具】を正しく使う

「保護具」は、あなたをケガや病気から守ってくれるものです。作業に合ったものを選び、正しく使う。



【注意】安全帯は【墜落制止器具の規格】適合品を使いましょう。

11

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

がれき処理作業

あなたを守る

～安全衛生ポイント～



 建設業労働災害防止協会

1. 自然災害被災地特有の作業環境

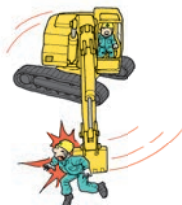
- ① がれきなどにより、足元が不安定である
- ② 木材、ガラス、金属、コンクリート、岩石など、様々な材質のがれきがある
- ③ 処理すべきがれきの大きさが均等でない
- ④ 倒壊をまぬがれた不安定な建物がある
- ⑤ 飛来・落下の可能性のある物がある
- ⑥ 建物の中に有害物が貯蔵されている可能性がある
- ⑦ 古い建物には石綿を含有した建材が多く使用されており、被災した建材から粉じんが飛散する可能性がある
- ⑧ 同じ場所で多くの建設機械が同時に稼働する
- ⑨ 指揮系統の異なる多くの作業員が投入される



1

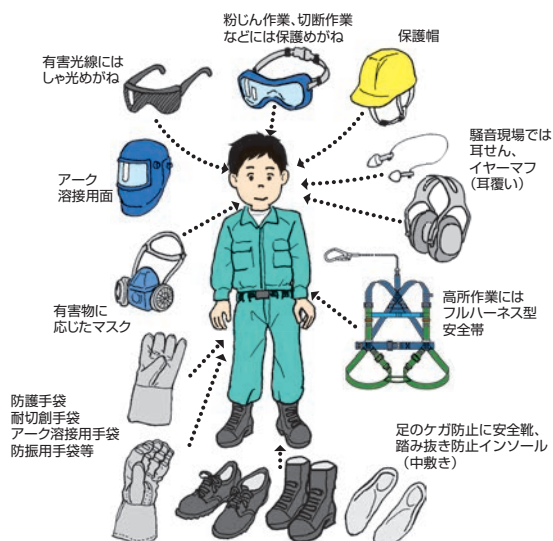
2. がれき処理作業で多い災害事例

- ① 素手でがれきを扱い、手を切った
- ② 錆びた釘で傷を負い、破傷風にかかった
- ③ がれきから出ていた釘を踏み抜いた
- ④ 一人で重量物を運び、腰を痛めた
- ⑤ 崩れてきた外壁の下敷きになった
- ⑥ トラックの荷台に積んだがれきをロープで固定中、バランスを崩し、墜落した
- ⑦ 作業中、ドラグ・ショベルのバケットに激突された
- ⑧ 作業中に後退してきたトラックに衝突された



2

3. がれき処理作業を行う際の服装と保護具



＜厚生労働省＞
「がれきの処理作業を行う際の注意事項」
～がれき処理作業を行う皆様へ～



3

4. がれき処理作業を始める前に留意すべき点

- ① 作業責任者が誰かを確認し、その指示を受けて作業を行う
- ② 運搬経路を確保する
- ③ 倒れそうな建物には近づかない
- ④ がれきが燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中のがれきに近づかない。燃焼後のがれきを片付ける際は、防じんマスクを着用する
- ⑤ 薬品（液体）の容器、液漏れ機械を見つけた場合には作業責任者に連絡する
- ⑥ 工場、倉庫等に保管されているものの中には特別な管理が必要なものがあるので、不用意に触らない
- ⑦ 汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があるため勝手に立ち入らない



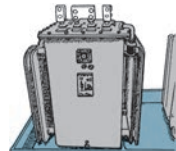
倒れそうな建物 近づかない！



がれきが燃焼していたら 近づかない！



不用意に触らない！ 液漏れドラム



PCB 含有トランスは特別管理産業廃棄物

4

5. がれきに石綿含有建材が含まれている場合の留意点

- ① 石綿が含まれている建物の解体作業は石綿作業主任者の指揮を受けて「特別教育」を修了した者が行う
- ② 防じんマスク等、必要な「保護具」を使用する
- ③ 石綿含有建材とそれ以外に可能な限り分別する
- ④ 分別作業場では喫煙、飲食はしない
- ⑤ 分別中は粉じんの発生を防止するため、適宜散水する
- ⑥ 石綿が飛散しないように、できるだけ破損させない
- ⑦ 収集・運搬を行う際は処理基準に従い、適正処理する
- ⑧ 運搬する場合は、車両のシート掛け等により飛散防止の措置をする
- ⑨ 仮置場所には有害物質が浸透しないよう仮舗装又は鉄板・シート等の設置を検討し、粉じん発生防止のため適宜散水する



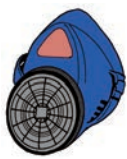
<環境省>

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（第3版）



5

《石綿を含有したがれきを処理する際のマスクの選定》

作業	石綿（アスベスト）等の切断等の作業	
作業場	隔離空間内部 除じん機能付き電動工具を使うとき	隔離空間外部
保護具	電動ファン付呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク  <電動ファン付き呼吸用保護具>	取替式防じんマスク（RS3 又は RL3）  <取替式防じんマスク> 切断等を伴わない囲い込み、成形板の除去の作業の場合、取替式防じんマスク（RS2 又は RL2）も可
保護衣	フード付き保護衣	保護衣又は作業衣

作業	石綿の除去等以外の作業	
作業場	石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去等作業を行う作業場	
保護具	取替式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク  <取替式防じんマスク>	使い捨て式防じんマスク  <使い捨て式防じんマスク>
保護衣	保護衣又は作業衣	

6

6. がれき処理作業中の留意点

(1) 墜落・転落災害防止

- ① トラックの荷台の上のがれきには乗らない
- ② トラックの荷台に乗るときは昇降設備を使用する



がれきに乗るな！



昇降設備を使おう！

(2) 激突され、挟まれ・巻き込まれ災害防止

- ① 作業中の重機（コンクリート圧砕機、ドラグ・ショベル等）に不用意に近づかない



不用意に近づかない！

7

(3) 転倒災害防止

- ① 不安定ながれきの上で作業しない
- ② がれきを運ぶときは、足元に十分注意する
- ③ 体操等により脚力、柔軟性を向上させる



がれきの上を歩くな！



足元注意！

(4) 切れ・こすれ災害防止

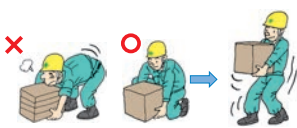
- ① がれきの分別作業を行うときは、作業に合った手袋を選定し、正しく使用する
- ② 傷を負った場合は破傷風の危険があるので、すぐに消毒・治療をする



(5) 腰痛防止

傷を負ったら すぐ消毒！

- ① 重いものを無理に一人で運ばない
18歳以上 男性：体重の40%以下（体重60kg 24kgが目安）
18歳以上 女性：体重の24%以下（体重50kg 12kgが目安）
※厚生労働省 「職場における腰痛予防対策指針」
- ② 重量物の運搬は、できる限り機械を使用する



腰を下げて持つ！



重量物は機械で運搬！

8

(6) 機械・器具による災害防止

ア 携帯用丸のこ盤

- ① 安全カバーをクサビ、番線、ビスなどで固定しない
- ② 部材を手で持って切断しない
- ③ 特別教育に準じた安全教育を修了した者が取り扱う



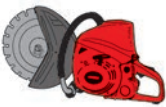
イ ディスクグラインダ

- ① 安全カバーが付いているものを使用し、使用時は保護手袋、保護めがねを着用する
- ② 作業を開始する前にはといしの外観検査と打音検査を行い、1分間以上試運転を行う（研削といしを取り替えたときには3分間以上）
- ③ といしは、水平面から30度以内の角度で使用する
- ④ といしの回転が完全に停止してから台の上等に置く



ウ エンジンカッター

- ① 使用する際には、防振手袋、保護めがね、耳栓、保護帽等を着用し、粉じんが発生する場合は防じんマスクを併用する
- ② エンジンの排ガスは有害なので室内、トンネル内では使用しない
- ③ 作業場所は常に明るくし、無理のない姿勢で作業する



9

エ チェーンソー

- ① 特別教育を修了した者が作業する
- ② 使用する際は、適切な保護具等（下肢切創防止用保護衣、防振手袋、耳栓等）を使用し、使用前に安全装置を確認し、点検する
- ③ 始動は、原則として地面に置き、前ハンドルを保持して行う
- ④ 使用中は、前後のハンドルを握り両手で保持し、腕だけで持たない
- ⑤ 肩より高く上げて作業しない
- ⑥ キックバック防止のため、ガイドバー先端上部で切らない
- ⑦ 移動時にはソーチェーンの停止を確認し、ガイドカバーをかける



下肢切創防止用保護衣

<厚生労働省>
「チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル」



オ 振動工具の作業管理

- ① 1日の振動工具の作業（使用）時間は各工具ごとに決められた時間以内とする（最大2時間）
- ② チェーンソーの連続作業時間は10分以内とする
- ③ ビストンによる打撃機構を有する工具（コンクリートブレーカー、ピックハンマー等）、内燃機関を内蔵する工具（可搬式のもの）（エンジンカッター、ブッシュクリーナー）等の連続作業時間は、おおむね10分以内（業務によっては30分以内）、休止時間は5分以上とする

10

(7) 熱中症予防

- ① 夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとる
- ② 体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに職長等に伝える

熱中症対策グッズを有効に使用しよう！



ファン付 作業服



冷却用タオル



水冷ベスト

熱中症の症状 以下のような症状が出たら要注意！

軽症（Ⅰ度）	中等症（Ⅱ度）	重症（Ⅲ度）
「熱けいれん」 多量の発汗と塩分の不足により発症。 ●めまい・失神、こむらえがえり、ものすこしい汗	「熱疲労」 脱水が進行して全身のだるさや集中力の低下した状態。 ●頭痛、吐き気、力が入らない	「熱射病」 熱疲労を放置すると、致命的な「熱射病」に至ります。これは脳神経まで影響を及ぼした状態。 ●意識の消失、全身のけいれん、体に触れると熱い
		

少しでも体調が悪い時は、我慢しないで、すぐに、職長など責任者に伝えること!!

(8) 交通労働災害防止

- ① トラックなどにがれきを積み際は「積み過ぎ」に注意し、片荷をせずに、走行中は「荷崩れ」していないか確認する



過積載 ダメ！



荷崩れしていないか確認！

11

作業員の皆様のための
あなたを守る安全衛生ポイント
～ワンポイント安全衛生教育用教材～

初 版
編集・発行

令和7年2月28日
建設業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
電 話 03-3453-8201
<https://www.kensaibou.or.jp/>

お問合せ先

事業部 復旧・復興工事安全衛生対策支援センター
〒108-0073 東京都港区三田3-11-36
三田日東ダイビル8階
電 話 03-3453-0978 FAX 03-5476-8362

不許複製

